

安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
基幹的設備改良工事・管理運営委託事業

入札説明書

令和7年7月

安 城 市

《目 次》

第1章	入札説明書の位置づけ	1
第2章	事業の概要	2
1.	事業名	2
2.	本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	2
3.	公共施設等の管理者	2
4.	事業目的	2
5.	本事業対象施設の概要	3
6.	事業方式	3
7.	事業期間	4
8.	事業期間終了時の措置	4
9.	事業の対象となる業務範囲	4
10.	事業者の収入	6
11.	留意事項	6
12.	事業者の募集及び選定の手順	8
13.	関係法令等の遵守	9
第3章	入札者の参加に関する要件等	10
1.	参加者の条件	10
2.	予定価格及び入札書比較価格	13
第4章	事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項	14
1.	事業評価委員会の設置	14
2.	審査の内容	14
3.	審査手順に関する事項	14
4.	提出書類の取扱い	15
5.	落札後の手続き	15
6.	契約内容に関する協議	16
第5章	入札手続等	17
1.	入札手続き	17
2.	入札に関する担当部署等	24
3.	契約手続き	24
第6章	提出書類及び作成要領	27
1.	一般的事項	27
2.	入札参加資格審査申請書類	27
3.	入札辞退時届	27
4.	事業提案書類	27
第7章	本業務に関する提示条件等	32
1.	適用範囲	32
2.	本市が適用を予定している補助金について	32
3.	保険	32
4.	想定されるリスクの分担	32
5.	業務の委託等	33
6.	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	33
7.	本市による本事業の実施状況の監視	34

添付資料

- 入札説明書添付資料－1 事業実施場所
- 入札説明書添付資料－2 ① 事業スキーム図（案）
- 入札説明書添付資料－2 ② 事業スキーム図（案）
- 入札説明書添付資料－2 ③ 事業スキーム図（案）
- 入札説明書添付資料－2 ④ 事業スキーム図（案）
- 入札説明書添付資料－3 本事業の業務範囲分担表
- 入札説明書添付資料－4 対価の支払方法について
- 入札説明書添付資料－5 施設設計図書
- 入札説明書添付資料－6 モニタリング及び対価の減額について
- 入札説明書添付資料－7 リスク分担

用語の定義

安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業の入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

No.	用語	定義
1	本市	安城市
2	本事業	安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設 基幹的設備改良工事・管理運営委託事業をいう。
3	本施設	安城市環境クリーンセンター（ごみ焼却施設、し尿処理施設、関連施設を含む）をいう。
4	関連施設	管理棟、計量棟、駐車場、屋外トイレ、車庫棟、水処理棟、洗車棟、多目的広場、グランドゴルフ場（あずま屋含む）、雨水調整池、汚水処理槽（3か所）、場内配管（余熱利用施設（事業用地隣 温水プール）への熱供給）の総称をいう。
5	ごみ焼却施設	安城市環境クリーンセンターのうち、ごみ焼却施設の建屋及びプラントをいう。
6	し尿処理施設	安城市環境クリーンセンターのうち、し尿処理施設の建屋及びプラントをいう。
7	管理棟	安城市環境クリーンセンターのうち、管理棟建屋及びエアコン等の機器設備をいう。をいう。
8	プラント	ごみ焼却施設のうち、焼却処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備等）を総称していう。
9	ごみの外部搬出	基幹的設備改良工事期間中、ごみ焼却施設に搬入された一部のごみを外部処理施設で処理するための運搬をいう。
10	ごみの外部処理	基幹的設備改良工事期間中、ごみ処理施設に搬入された一部のごみを外部処理施設で処理することをいう。
12	焼却灰等	本施設の稼働により排出される焼却主灰、焼却飛灰、不燃残さ、熔融飛灰等を総称していう。
13	補修工事	機器の故障等により行う工事で、更新工事や改良等をいう。
14	建設業務	ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事に係る設計・建設工事をいう。
15	ごみの外部搬出業務	本事業のうち、基幹的設備改良工事期間中のごみの外部搬出に係る業務をいう。
16	ごみの外部処理業務	本事業のうち、基幹的設備改良工事期間中のごみの外部処理に

No.	用語	定義
		係る業務をいう。
17	管理運営業務	本事業のうち、本施設の管理運営に係る業務をいう。
18	焼却灰等運搬業務	本業務のうち、焼却灰等の運搬に係る業務をいう。
19	焼却灰等資源化業務	本業務のうち、焼却灰等の資源化に係る業務をいう。
20	焼却灰等処分業務	本業務のうち、焼却灰等の最終処分に係る業務をいう。
21	要求水準	要求水準書等に規定される、本施設が備えるべき性能及び機能等をいう。
22	本要求水準書	要求水準書 基幹的設備改良工事編、管理運営業務編をいう。
23	エネルギー回収率	発電効率と熱利用率の和。
24	発電効率	投入エネルギーに対する得られた電力エネルギー割合のこと。ごみ焼却施設における発電では、発電量をごみと外部燃料の熱量の和で除した値。
25	熱利用率	ごみ焼却施設内外へ供給された熱量のうち、供給先で有効に利用された有効熱量に電気/熱の等価係数を乗じた熱量を入熱で除した割合。
26	廃棄物発電	ごみを燃やしたときに出る熱を利用して蒸気タービンを回し、発電する方法。
27	蒸気タービン	蒸気の持つ熱エネルギーを羽根車の回転エネルギーに変換する装置。
28	事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
29	事業者	本市と本事業の基本契約を締結する者をいう。
30	建設事業者	本市と本施設の建設工事請負契約を締結する者をいう。
31	ごみの外部搬出事業者	基幹的設備改良工事中、ごみ焼却施設に搬入された一部のごみを外部処理施設まで運搬する事業者をいう。
32	ごみの外部処理事業者	基幹的設備改良工事中、ごみ焼却施設に搬入された一部のごみを処理する事業者をいう。
33	管理運営事業者	本市と本施設の管理運営業務委託契約を締結する者をいう。
34	焼却灰等運搬事業者	本施設の稼働に伴い排出される焼却灰等を焼却灰等資源化事業者まで運搬する事業者をいう。
35	焼却灰等資源化事業者	本施設の稼働に伴い排出される焼却灰等を資源化する事業者をいう。
36	焼却灰等処分手業者	本施設の稼働に伴い排出される焼却灰等を埋立処分する事業者をいう。

第1章 入札説明書の位置づけ

本入札説明書は、本市が実施する DBO による本事業の事業者を選定のための総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）に適用されるものであり、本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等については、本入札説明書によるものとする。

また、以下の別添資料 1 から 12 に示す資料は、本入札説明書と一体であり、総称して「入札説明書等」という。

参加者は、入札説明書等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

- 別添資料 1 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 要求水準書 基幹的設備改良工事編
- 別添資料 2 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 要求水準書 管理運営業務編
- 別添資料 3 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 落札者決定基準書
- 別添資料 4 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 基本協定書（案）
- 別添資料 5 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 基本契約書（案）
- 別添資料 6 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 建設工事請負契約書（案）
- 別添資料 7 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 ごみの外部搬出業務委託契約書（案）
- 別添資料 8 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 ごみの外部処理業務委託契約書（案）
- 別添資料 9 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 管理運営業務委託契約書（案）
- 別添資料 10 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 焼却灰等運搬業務委託契約書（案）
- 別添資料 11 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 焼却灰等資源化業務委託契約書（案）
- 別添資料 12 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 焼却灰等処分業務委託契約書（案）

第2章 事業の概要

1. 事業名

安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設 基幹的設備改良工事・管理運営委託事業

2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

【基幹的設備改良工事】

- ・安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
- ・管理棟

【管理運営事業】

- ・安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
- ・安城市環境クリーンセンターし尿処理施設（汚泥再生処理センター）
- ・関連施設 ※「表1 本施設の概要」参照

3. 公共施設等の管理者

安城市長 三星 元人

4. 事業目的

安城市環境クリーンセンターには、ごみ焼却施設とし尿処理施設がある。ごみ焼却施設は平成9年に竣工し、稼働開始から28年が経過しており施設の老朽化が進んでいる。令和3年3月に策定した「安城市廃棄物処理施設整備基本構想」において、ごみ焼却施設の施設整備基本方針を定め、今後20年間の延命化を図る基幹的設備改良工事を実施することとした。

本市は令和4年5月8日に2050年の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す自治体（ゼロカーボンシティ）として、脱炭素社会の実現に向けて取り組むことを表明しており、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事に際し、エネルギー回収率の向上により廃棄物エネルギー利活用の最大化を図ることとしている。

また、本市は南海トラフ地震により甚大な被害が発生することが予測されているため、ごみ焼却施設の耐震化を図り、災害時にも安定的に稼働することのできる、いわゆる「地域のエネルギーセンター」化を目指している。さらに、施設に付与する多面的価値の一つである環境学習については、資源循環や廃棄物発電等、ごみ焼却施設の機能を活用した環境啓の発導入を目指す。

これまで、ごみ焼却施設とし尿処理施設は個別に管理運営委託をしていたが、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事に合わせ、ごみ焼却施設、し尿処理施設及び関連施設の包括的な管理運営を民間事業者へ委託する業務を導入し、民間のノウハウ活用により財政負担の軽減や効率的運営の確保を図ることとする。

5. 本事業対象施設の概要

安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設及びし尿処理施設の概要を以下に示す。

表 1 本施設の概要

項目		内容
敷地面積		48,573 m ²
ごみ焼却施設	処理対象	可燃ごみ、可燃残さ
	所在地	安城市根崎町長配 71
	建築面積	4,057.87 m ²
	延床面積	9,857.83 m ²
	処理方式	全連続燃焼式（廃熱ボイラ付ストーカ炉）
	処理能力	240 t / 日（120t/24h×2炉）
	竣工年月	平成9年3月（平成27年3月基幹的設備改良工事）
	処理主体	本市
し尿処理施設	処理対象	し尿、浄化槽汚泥
	所在地	安城市和泉町大下 38 番地
	建築面積	2,756 m ²
	延床面積	4,541 m ²
	処理方式	前処理・前脱水方式+生物酸化処理方式（下水道放流）
	処理能力	102kL/日（し尿：7kL/日、浄化槽汚泥 95kL/日）
	竣工年月	昭和 62 年 3 月（平成 29 年 2 月改修）
	処理主体	本市
関連施設	管理棟、計量棟、駐車場、屋外トイレ、車庫棟、水処理棟、洗車棟、多目的広場、グラウンドゴルフ場（あずま屋含む）、汚水処理槽、場内配管（隣接施設の熱供給）、油倉庫、雨水調整池、汚水処理槽（3箇所）、場内配管（余熱利用施設（事業用地隣 温水プール）への熱供給）、外構（構内道路、敷地側溝、雨水・下水接続管、緑地含む）	

※「入札説明書添付資料-1 事業実施場所」参照

6. 事業方式

本事業は DBO 方式 (Design-Build-Operate) により実施する。業務の詳細については、要求水準書に示す。

落札者として選定された参加者は、ごみ焼却施設及び管理棟の基幹的設備改良工事を実施するものとする。

さらに、落札者は、ごみ焼却施設及び関連施設については 25 年間、し尿処理施設については 11 年間の管理運營業務を実施するものとする。ただし、SPC 設立の有無については提案とする。

本事業における事業スキームの例を「入札説明書添付資料-2 ①～④事業スキーム図(案)」に示す。

7. 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- ・基幹的設備改良工事
ごみ焼却施設、管理棟 : 5年間（令和8～令和12年度）
- ・管理運営（改良工事中含む）
ごみ焼却施設 : 25年間（令和8～令和32年度）
し尿処理施設 : 11年間（令和8～令和18年度）
その他関連施設 : 25年間（令和8～令和32年度）

8. 事業期間終了時の措置

ごみ焼却施設については、運営20年目（令和27年4月以降）から、本市及び事業者は協議を開始すること。

し尿処理施設については、運営6年目（令和13年4月以降）から、本市及び事業者は協議を開始すること。

9. 事業の対象となる業務範囲

事業者及び本市が行う事業の範囲は次のとおりとする。（「入札説明書添付資料-3 本事業の業務範囲分担表」参照。）

1) 事業者の業務範囲

(1) 事前業務

- ア 本事業を実施するためのSPCの設立（設立する場合）
- イ 市が実施する補助金申請手続きの支援

(2) 建設業務（ごみ焼却施設、管理棟）

① 設計業務

- ア 基幹的設備改良工事に関する設計業務

② 既存設備の補修・更新・改造・増設工事業務

- ア 受入供給設備（破砕物コンベヤ）
- イ 燃焼設備（焼却炉本体、燃料貯留槽）
- ウ 排ガス冷却設備（ボイラ、エコノマイザ、ボイラダスト除去設備、安全弁・ボイラ付帯設備、ボイラ給水ポンプ、高圧蒸気だめ、低圧蒸気復水器、タービンバイパス弁）
- エ 排ガス処理設備（アンモニア水貯留槽（尿素水噴霧））
- オ 余熱利用設備（蒸気タービン、タービン発電機用クレーン）
- カ 灰出し設備（灰クレーン）
- キ 通風設備（押込送風機、燃焼用空気予熱器、通風設備その他工事）
- ク 電気設備（高圧設備、低圧設備、蒸気タービン発電機、非常用発電機）
- ケ 計装設備（中央監視制御装置、検出端、操作端）
- コ 見学者用環境啓発設備（ごみ焼却施設、管理棟）

サ 土木建築工事（埋設配管工事、構造補強工事（ごみ焼却施設、煙突）、工場棟屋根防水工事、工場棟外壁補修工事、工場棟耐火被覆工事、煙突補修工事、埋設受電管路工事、非常用発電機棟建設工事、外構工事（ごみ焼却施設、管理棟）、中央制御室壁一部改修工事）

③ 既存設備の撤去業務

- ア 排ガス冷却設備（高圧蒸気復水器）
- イ 排ガス処理設備（アンモニア気化器）
- ウ 通風設備（二次燃焼送風機）

④ 設備の新設業務

- ア 通風設備（排ガス再循環送風機）
- イ 給排水設備（非常用上水受水槽、上水給水ポンプ）
- ウ 電気設備（特別高圧設備）

⑤ 工事期間中の仮設設備の設置及び撤去業務

- ア 受入供給設備（外部搬出用積み替え設備）

⑥ 工事期間中のごみの外部搬出業務

⑦ 工事期間中のごみの外部処理業務

(3) 管理運営業務

① 受入管理業務

② 運転管理業務（ごみ焼却施設、し尿処理）

③ 維持管理業務（ごみ焼却施設、し尿処理、関連施設）

④ 環境管理業務（ごみ焼却施設、し尿処理）

⑤ 焼却灰等運搬業務

⑥ 焼却灰等資源化業務

⑦ 焼却灰等処分業務

⑧ 防火・防災管理業務

⑨ 保安・清掃業務

⑩ 見学者対応業務（市内小学生による施設見学を含む一般見学者の対応及び行政視察時の支援）

⑪ 情報管理業務

⑫ モニタリング業務

⑬ その他これらに付帯関連する業務

2) 本市の業務範囲

(1) 本施設の設計・建設に関する業務

- ア 事業者の通勤車両用駐車場及び資材置場の貸与
- イ 生活環境影響調査の実施
- ウ 住民対応

- エ 基幹的設備改良工事に係る補助金申請手続
- オ 本施設の設計・建設モニタリング
- カ 対価の支払い
- キ その他これらを実施する上で必要な業務（許認可等含む）

(2) 本施設の運営に関する業務

- ア 廃棄物処理許可申請に係る手続き
- イ 処理対象となる一般廃棄物の収集運搬
- ウ 古紙及び羽毛布団の搬出
- エ 売電に関する契約業務
- オ 管理運営モニタリング
- カ 管理運営業務に係る対価の支払い
- キ その他これらを実施する上で必要な業務

10. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

1) 本施設の建設業務に係る対価

本市は、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事に係る対価として、建設業務費及びごみの外部搬出委託費、ごみの外部処理委託費を建設業者に支払う。

2) 本施設の管理運営業務に係る対価

本市は、本施設の管理運営業務の対価として、管理運営業務委託費及び焼却灰等の運搬委託費、焼却灰等の資源化委託費、焼却灰等の処分費を管理運営業者に支払う。ただし、売電収入は本市に帰属する。（アンシラリーサービス料金に関しては、事業者の負担とする。）

本事業における対価の支払いについて、「入札説明書添付資料-4 対価の支払方法について」で示す。

11. 留意事項

1) 特定部品の使用

本市では、本入札の公正を期すべく、表2及び表3に掲げる特定部品のうち、事業者が、本事業の遂行にあたり必要とする特定部品を現施設の竣工時の設計施工業者から調達することができるよう支援する。事業者は、本市に対し、特定部品の調達支援を依頼することができるものとし、本市は、事業者が特定事業契約の定めに従うことを条件として、事業者の依頼に係る特定部品を受注者が調達できるよう最大限努力する。

表 2 特定部品リスト（ごみ焼却施設）

設備名	機器名	部品供給	部品納期	工事推奨
燃焼設備	給じん装置	○	6～12ヶ月	○
	ストーカ（鋳物類及びフレーム式）	○	6～12ヶ月	○

表 3 特定部品リスト（し尿処理施設）

設備名	機器名	部品供給	部品納期	工事推奨
受入・前処理設備	脱水し渣移送装置 1	○	3～6ヶ月	
	脱水し渣移送装置 2	○	3～6ヶ月	
	脱水し渣ホッパ	○	3～6ヶ月	
前脱水設備	No.1 凝集槽 1 攪拌機	○	3～6ヶ月	○
	No.1 凝集槽 2 攪拌機	○	3～6ヶ月	○
	No.2 凝集槽 1 攪拌機	○	3～6ヶ月	○
	No.2 凝集槽 2 攪拌機	○	3～6ヶ月	○
	No.1 濃縮機	○	3～6ヶ月	○
	No.2 濃縮機	○	3～6ヶ月	○
	No.1 汚泥脱水機	○	3～6ヶ月	○
	No.2 汚泥脱水機	○	3～6ヶ月	○
	No.1 汚泥脱水機油圧ユニット	○	3～6ヶ月	○
	No.2 汚泥脱水機油圧ユニット	○	3～6ヶ月	○
	No.1 洗浄装置	○	3～6ヶ月	○
	No.2 洗浄装置	○	3～6ヶ月	○
	脱水汚泥移送装置 1	○	3～6ヶ月	○
	脱水汚泥移送装置 2	○	3～6ヶ月	○
	脱水汚泥ホッパ切り出しコンベア	○	3～6ヶ月	○
	No.1 凝集槽 1	○	3～6ヶ月	○
	No.1 凝集槽 2	○	3～6ヶ月	○
	No.2 凝集槽 1	○	3～6ヶ月	○
	No.2 凝集槽 2	○	3～6ヶ月	○
	脱水助剤溶解槽 1	○	3～6ヶ月	○
脱水助剤溶解槽 2	○	3～6ヶ月	○	
生物酸化処理設備	沈殿槽掻寄機	○	3～6ヶ月	
脱臭設備	水洗浄塔	○	3～6ヶ月	
	アルカリ次亜カーボン洗浄塔	○	3～6ヶ月	
	ミストセパレータ	○	3～6ヶ月	
	高濃度用活性炭吸着塔	○	3～6ヶ月	
	低濃度用活性炭吸着塔	○	3～6ヶ月	

設備名	機器名	部品供給	部品納期	工事推奨
取排水設備	除鉄・除マンガン塔	○	3～6ヶ月	
電気計装設備	地階動力制御盤1	○	3～12ヶ月	○
	地階動力制御盤2	○	3～12ヶ月	○
	1階動力制御盤1	○	3～12ヶ月	○
	1階動力制御盤2	○	3～12ヶ月	○
	2階動力制御盤	○	3～12ヶ月	○
	有機系調質剤溶解装置制御盤	○	3～12ヶ月	○
	井水処理装置制御盤	○	3～12ヶ月	○
	データロガ装置	○	3～12ヶ月	○
	トラックスケール	○	3～12ヶ月	○

12. 事業者の募集及び選定の手順

本事業における事業者の募集及び選定手順は、表のとおりを予定している。

表 4 事業者の募集及び選定スケジュール

内 容	日 程
① 入札公告及び入札説明書等の公表	令和7年7月7日(月)
② 現地視察受付期限	令和7年7月11日(金)
③ 資料の閲覧受付期限	令和7年7月17日(木)
④ 現地視察の実施	令和7年7月17日(木)～23日(水)
⑤ 資料の閲覧	令和7年7月24日(木)～30日(水)
⑥ 第1回入札説明書等に関する質問受付期限 (入札参加資格に関する質問)	令和7年7月18日(金)
⑦ 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和7年7月30日(水)
⑧ 入札参加資格審査書類受付期限	令和7年8月8日(金)
⑨ 入札参加資格審査結果通知	令和7年8月22日(金)
⑩ 第2回入札説明書等に関する質問受付期限 (入札参加資格以外に関する質問)	令和7年9月5日(金)
⑪ 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和7年9月29日(月)
⑫ 対面的対話の確認事項の受付期限	令和7年10月3日(金)
⑬ 対面的対話	令和7年10月9日(木)、10日(金)
⑭ 対面的対話の確認事項に対する回答の公表	令和7年11月4日(火)
⑮ 事業提案書の受付期限	令和7年11月21日(金)
⑯ 事業者プレゼンテーション	令和8年1月中旬
⑰ 落札者決定及び公表(審査講評)	令和8年2月上旬
⑱ 基本協定締結	令和8年2月下旬
⑲ 事業契約仮契約締結(SPCを設立する場合は 特定事業仮契約締結)	令和8年4月中旬
⑳ 事業者契約本契約締結	令和8年5月中旬

※上記スケジュールに変更が生じる場合は、その内容を公表する。

13. 関係法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）をはじめ、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第3章 入札者の参加に関する要件等

1. 参加者の条件

本事業へ参加する者は、単独の企業等または複数の企業等によって形成された共同企業体で、「1）参加者の資格要件」に示す要件を全て満たす者とする。参加者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。ただし、参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

なお、協力企業が、他の参加者の協力企業となることは認めない。ただし、ごみの外部搬出業務を担当する者、ごみの外部処理業務を担当する者、焼却灰等の運搬業務を担当する者、焼却灰等の資源化業務を担当する者及び焼却灰等の処分業務を担当する者についてはこの限りではない。

1) 参加者の資格要件

参加者は、単独企業の場合は次の各要件を全て満たすこと。複数企業の場合は、以下の（1）～（8）について全ての企業がその要件を満たすこと。（9）については、当該企業全体でその要件を満たすこと。

また、単独企業、複数企業に関わらず、参加資格確認の時点で要件を満たすこと。

- (1) 令和6、7年度に安城市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないものであること。
- (3) 本事業の公告日（以下「公告日」という。）において、国及び地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 公告日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (6) 公告日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (7) 市と本事業に関するアドバイザリー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）でないこと。なお、本事業に関する市のアドバイザリー契約を締結した企業は、株式会社エックス都市研究所、毛利・アンダーソン・友常法律事務所である。
- (8) 本事業の評価委員会（第4章に後述）の委員、委員が属する企業及びその関係会社でないこと。
- (9) 参加者の中から廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有する技術統括責任者を選任すること。なお、技術統括責任者はごみ焼却施設に関する管理運営業務における現場総括責任者を兼任できるものとする。

2) 各業務を担当する者の資格要件

(1) 基幹的設備改良工事業務を担当する者の要件

ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事を担当する者が、単独企業の場合は次の各要件を全て満たすこと。複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。

また、単独企業、複数企業に関わらず、参加資格確認の時点で要件を満たすこと。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建築工事業にかかる建設業の許可を受けた者のうち経営事項審査における清掃施設工事の総合評定値が 1,000 点以上の者であること。
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第 8 条第 1 項に規定するボイラ・タービン発電機付の一般廃棄物焼却施設で、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（平成 26 年 3 月から令和 3 年 4 月改訂版含む）に沿った建設工事の新設工事または基幹的設備改良工事の実績があること。
- ③ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。

※参加者は、基幹的設備改良工事業務を担当する者を定め、参加表明書にて明らかにするものとする。なお、基幹的設備改良工事業務を担当する者は、設計・建設期間を通じて基幹的設備改良工事に係る全業務を統括し、工事監理及び工事監理結果の記録等に関して一切の責任を負うものとする。

(2) ごみの外部搬出業務を担当する者

参加者、協力企業に関わらず、廃掃法に基づいて、ごみの運搬を適切に行うための車両を運営開始時まで有していること。

(3) ごみの外部処理業務を担当する者

- ① 運営開始時に、関係法令等で定めるところによる当該施設に対する許可等を有し、ごみの受入が可能であること。
- ② 参加資格確認の時点でごみの焼却処理実績を有すること。

(4) ごみ焼却施設に関する管理運営業務を担当する者の要件

ごみ焼却施設の管理運営業務を担当する者が、単独企業の場合は次の各要件を全て満たすこと。複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。

また、単独企業、複数企業に関わらず、参加資格確認の時点で要件を満たすこと。

- ① 参加者、協力企業に関わらず、DBO 方式または長期包括運営委託方式のいずれかの方式の事業において、廃掃法第 8 条第 1 項に規定するボイラ・タービン発電機付の一般廃棄物焼却施設で、3 年以上の管理運営業務（運転管理、維持管理を含む）を完了した実績を有すること。
- ② 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、一般廃棄物処理施設の運転管理の経験を有する技術者を現場総括責任者として運転管理開始から終了まで配

置できること。

- ③ ごみ焼却施設の運転管理に当たり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。本事業における電気主任技術者は、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（令和4年9月20日改正・経済産業省）に定める「みなし設置者」として、事業者にて選任すること。
 - ④ 前記②及び③に掲げる要件を満たす者を専任配置でき、かつごみ焼却施設の運転管理開始前の準備期間（令和8年6月～8月末を予定）から運転習熟訓練に参加させ、令和8年9月から専任配置できる者であること。
- ※参加者の代表企業は、管理運営業務を担当する者を定め、参加表明書にて明らかにするものとする。

(5) 焼却灰等の運搬業務を担当する者

参加者、協力企業に関わらず、廃掃法に基づいて、焼却灰等の運搬を適切に行うための車両を運営開始時までには有していること。

(6) 焼却灰等の資源化業務を担当する者

- ① 運営開始時に、関係法令等で定めるところによる当該施設に対する許可等を有し、焼却灰等の受入が可能であること。
- ② 参加資格の確認時点で焼却灰等の資源化の実績を有すること。

(7) 焼却灰等の処分業務を担当する者

参加者、協力企業に関わらず、廃掃法に基づいて、焼却灰等の処分を適切に行うための資格を運営開始時までには有していること。

(8) し尿処理施設に関する管理運営業務を担当する者の要件

し尿処理施設の管理運営業務を担当する者が、単独企業の場合は次の各要件を全て満たすこと。複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。

また、単独企業、複数企業に関わらず、参加資格確認の時点で要件を満たすこと。

- ① 参加者、協力企業に関わらず、DBO方式または長期包括運営委託方式のいずれかの方式の事業において、し尿処理施設または汚泥再生処理センターで、3年以上の管理運営業務（運転管理、維持管理を含む）を完了した実績を有すること。
- ② 廃棄物処理施設技術管理者（し尿処理施設）の資格を有し、し尿処理施設または汚泥再生処理センターの運転管理の経験を有する技術者を現場総括責任者として運転管理開始から終了まで配置できること。
- ③ し尿処理施設の運転管理に当たり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。
- ④ 前記②及び③に掲げる要件を満たす者を専任配置でき、かつし尿処理施設の運転管理開始前の準備期間（令和8年6月～8月末を予定）から運転習熟訓練に参加させ、

令和8年9月から専任配置できる者であること。

※参加者の代表企業は、管理運営業務を担当する者を定め、参加表明書にて明らかにするものとする。

3) 代表企業の選定

参加者は代表企業を選定すること。参加者が複数の企業で構成される場合、代表企業は、基幹的設備改良工事業務を担当する者のうち「第3章 入札者の参加に関する要件等 2) (1) 基幹的設備改良工事業務を担当する者の要件」で示す要件を企業単独で満たす者またはごみ焼却施設に関する管理運営業務を担当する者のいずれかとする。

参加者が単独企業の場合は、その企業等が代表企業となること。

参加者と本市との連絡や各種書類の受渡しは代表企業が行うものとする。

4) 参加資格の喪失

参加者が、参加表明書及び資格審査書類提出日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合には、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

ただし、やむを得ない事情があると本市が判断する場合には、本市と参加者で協議のうえ、本市が取扱いについて決定する。

2. 予定価格及び入札書比較価格

本事業の予定価格（消費税及び地方消費税額を含まない。）は、次のとおりとする。

なお、予定価格、内訳に記載の各業務の予定価格のいずれかひとつでも超過した入札を行った参加者は失格とする。

予定価格	52,104,429,092 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）
【内 訳】	
建設業務	15,446,355,455 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）
管理運営業務	36,658,073,637 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

第4章 事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項

1. 事業評価委員会の設置

本市は、事業提案の審査に際して、学識経験者等により構成する、安城市 PPP 事業審議会である「安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事及び管理運営委託事業者選定等審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、提案内容の評価に関して委員の意見を聴取する。

表 5 審議会委員

氏名	所属及び役職等	選任区分
藤吉 秀昭	日本環境衛生センター 常勤顧問	学識経験を有する者
二宮 善彦	中部大学 工学部応用化学科 特任教授	学識経験を有する者
中村 誠一	公認会計士中村誠一事務所 公認会計士	学識経験を有する者
花嶋 温子	大阪産業大学 建築・環境デザイン学部 建築・環境デザイン学科 教授	学識経験を有する者
林 武宏	安城市役所 企画部長	その他市長が必要と認める者
鈴木 宜弘	安城市役所 環境部長	その他市長が必要と認める者

2. 審査の内容

本市は、審議会で作られた委員の評価を取りまとめ、事業提案書の内容について総合的に評価を行うものとする。

3. 審査手順に関する事項

審査は、次の手順により行うこととする。

1) 資格審査

参加者の参加資格要件及び各担当業務の参加資格要件を満たしているかどうか審査する。満たしていないと判断する場合には失格とする。

2) 提案審査

提案審査は下記の定量的評価及び定性的評価を行い、その加算によって最終的な評価とする。

(1) 定量的評価

提案価格を基に評価するものとする。なお、提案価格が予定価格を超えた場合は失格

とする。

(2) 定性的評価

参加者が提出した提案書に基づき、事業実施に関する項目、基幹的設備改良工事業務に関する項目、管理運営業務に関する項目についての提案内容を勘案して評価するものとする。

3) 事業者の選定

本市は、提案内容を総合的に評価の上、最も優れた提案を行った参加者を事業契約締結の対象となる落札者として決定する。また、決定後、速やかに当該参加者に対して決定された旨を通知する。

4) 審査結果及び評価の公表

審査の結果及び評価は、安城市公式ウェブサイトに掲載する。

5) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に参加者がいない場合やいずれの参加者の提案も審査項目を満たしていないと判断された場合は、選定事業者を決定せず、特定事業の選定を取り消す場合がある。特定事業の選定を取り消した場合には、この旨を速やかに公表する。

4. 提出書類の取扱い

提出を受けた書類は返却しない。また、提出を受けた書類は、事業者の選定及び選定結果の公表の目的のみに用いる。

なお、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することで生じる責任は、原則として提案を行った参加者が負うものとする。

5. 落札後の手続き

1) 基本協定の締結

落札者決定後、本市は、速やかに落札者と事業契約の締結に向けた相互の協力義務、SPCの設立等について規定した基本協定を締結する。

2) SPC の設立（設立する場合）

落札者決定後、落札者は、SPC を速やかに設立しなければならない。

なお、SPC は次の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 管理運営事業者の本店所在地は、ごみ焼却施設の所在地（「第2章 事業の概要 5. 本事業対象施設の概要 表1」参照）とすること。
- (2) 共同企業体の構成員は全て SPC へ出資することとし、入札参加者の構成員以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は50%超とするとともに、50%超の

議決権割合を有するものとする。

(3)管理運営事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。

(4)すべての出資者は、本事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、本市の同意なく管理運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

6. 契約内容に関する協議

本市と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

第5章 入札手続等

1. 入札手続

1) 入札公告（入札説明書等の公表）

本市は、令和7年7月7日（月）に入札公告を行い、以下の資料を公表する。

- (1)ごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 入札説明書
- (2)ごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 要求水準書 基幹的設備改良工事編
- (3)ごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 要求水準書 管理運営業務編
- (4)ごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 要求水準書 添付資料
- (5)ごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 落札者決定基準書
- (6)ごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 基本協定書（案）
- (7)ごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 基本契約書（案）
- (8)ごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 建設工事請負契約書（案）
- (9)ごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 管理運営業務委託契約書（案）
- (10)ごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 ごみの外部搬出業務委託契約書（案）
- (11)ごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 ごみの外部処理業務委託契約書（案）
- (12)ごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 焼却灰等運搬業務委託契約書（案）
- (13)ごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 焼却灰等資源化業務委託契約書（案）
- (14)ごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 焼却灰等処分業務委託契約書（案）
- (15)様式集

2) 現地視察の受付

現地視察への出席を希望する者は、以下のとおり申し込むこととする。現地視察は、令和7年7月17日（木）～23日（水）を予定している。なお、本市が指定した現地視察の日時は、特段の事情と本市が判断する場合を除き変更できないものとする。

(1)現地視察の申込について

本入札説明書等公表日から令和7年7月11日（金）午後5時までとする。

(2)提出方法

本入札説明書等と同時にウェブサイト公表する現地視察申込書（様式1）に記入の上、そのファイルをE-mailに添付し送信する。

(3)送信先

送信先は、以下に示すとおりである。

(送信先)

- 安城市環境部ごみ資源循環課 環境クリーンセンター施設整備係
- 電子メールアドレス：cleancenter@city.anjo.lg.jp

(4) タイトル

電子メールのタイトルは、「【入札参加者名】ー現地視察申請」とすること。

(5) 到達の確認方法

本市が現地視察を申請した者に返信する。

(6) 開催日時の通知

現地視察開催日時は、本市より様式 1 に記載された連絡先に電子メールで通知する。
電子メール受信者は、本市の送信先へ令和 7 年 7 月 15 日（火）午後 5 時までに返信メールを送信すること。

3) 資料の閲覧

本事業への入札参加者を対象に、資料の閲覧を実施する。

(1) 閲覧期間 令和 7 年 7 月 24 日（木）～ 30 日（水）のうち本市が指定する日

(2) 閲覧場所 安城市環境クリーンセンター 管理棟

(3) 資料閲覧の申込

本入札説明書等公表日から令和 7 年 7 月 17 日（木）午後 5 時までとする。

(4) 提出方法

本入札説明書等と同時にウェブサイト公表する資料閲覧申込書（様式 2）に記入の上、そのファイルを E-mail に添付し送信する。

(5) 送信先

送信先は、「2）現地視察の受付（3）送信先」と同じ。

(6) タイトル

電子メールのタイトルは、「【入札参加者名】ー資料閲覧」とすること。

(7) 到達の確認方法

本市が資料閲覧を申請した者に返信する。

(8) 閲覧日時の通知

閲覧の日時は、本市より様式 2 に記載された連絡先に電子メールで通知する。電子メール受信者は、本市の送信先へ令和 7 年 7 月 22 日（火）午後 5 時までに返信メールを送信すること。

4) 第 1 回入札説明書等に関する質問受付及び回答（入札参加資格に関する質問）

第 1 回入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話

等による質問には一切応じない。なお、入札参加資格に関する質問ではないと本市が判断した質問については回答しない。

(1) 提出期間

本入札説明書等公表日から令和7年7月18日（金）午後5時までとする。

(2) 提出方法

本入札説明書等と同時にウェブサイト公表する第1回入札説明書等に関する質問書（様式3-1）（Microsoft Excel形式）に記入の上、そのファイルをE-mailに添付し送信する。

① 送信先

送信先は、「2）現地視察の受付（3）送信先」と同じ。

② タイトル

電子メールのタイトルは、「【入札参加者名】-第1回入札説明書等に関する質問（入札参加資格）」とすること。

③ 到達の確認方法

本市が質問書を提出した者に返信する。

(3) 回答の公表

令和7年7月30日（水）午後5時までに本市ウェブサイトにて公表する。

5) 入札参加資格審査申請書の受付

参加者の代表企業は、以下の要領に従って入札参加資格申請書（様式6-1）を提出すること。

(1) 対象

入札参加希望者の代表企業となる者

(2) 提出期間

本入札説明書等公表日から令和7年8月8日（金）必着とする。

(3) 提出方法及び提出先

参加者の代表企業が担当部署へ郵送により提出する。提出先は、「2. 入札に関する担当部署等」に示すとおりである。

なお、書類到着確認後、電話またはE-mailにて本市から担当者へ連絡を行う。また、持参による提出も認めるが、提出日時を事前に本市へ連絡した後に持参すること。

(4) 提出書類

提出書類は、「第6章 提出書類及び作成要領」による。

(5) 結果通知

資格審査結果は、令和7年8月22日（金）に参加者の代表企業に書面等で通知する。その際、事業提案書の作成に必要な受付グループ名を交付する。

(6) 審査結果理由の説明請求

- ① 審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について本市に対して説明を求めることができる。

- ② 資格審査結果理由の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は任意）を提出することにより、説明請求を行うものとする。提出は郵送（書留に限る。）または持参によるものとし、持参の場合は、午前9時～午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の休日を除く。）とする。
- ③ 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

(7) その他

- ① 提出期限に遅れた入札参加資格申請書は受け付けない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、受け付ける場合がある。
- ② 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

6) 第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係り参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問に対する回答は公表する。

(1) 提出期間

令和7年9月5日（金）午後5時までとする。

(2) 提出方法

本入札説明書等と同時にウェブサイトにて公表する第2回入札説明書等に関する質問書（様式3-2）（Microsoft Excel形式）に記入の上、そのファイルをE-mailに添付し送信する。

① 送信先

送信先は、「2）現地視察の受付（3）送信先」に示すとおり。

② タイトル

電子メールのタイトルは、「【入札参加者名】—第2回入札説明書等に関する質問（入札参加資格以外）」とすること。

③ 到着の確認方法

本市が質問、意見書を提出した者に返信する。

(3) 回答の公表

令和7年9月29日（月）午後5時までに、資格審査通過者にメールにて送付し、後日本市ウェブサイトにて公表する。なお、本事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くおそれがあると本市が判断した質問については回答しない。

また、参加者から独自のノウハウ等に基づく内容の質問であると申出された質問については、質問した参加者に対して個別に回答する場合がある。

7) 対面的対話

本事業の整備方針や本業務内容について参加者の認識を確認することを目的とし対面的対話を以下のとおり実施する。

(1) 提出期限

確認事項の提出期限

令和7年10月3日(金)午後5時までとする。

(2) 提出資料

対面的対話確認事項(様式4)に記入の上、そのファイルをE-mailに添付し送信する。

① 送信先

送信先は、「2) 現地視察の受付 (3) 送信先」に示すとおり。

② タイトル

電子メールのタイトルは、「【入札参加者名】-対面的対話確認事項」とする。

③ 到着の確認方法

確認事項を提出した者に返信する。

④ 対面的対話の実施日

対面的対話の実施日時は、令和7年10月9日(木)、10日(金)を予定している。

詳細については、本市が確認事項を提出した者に通知する。

(3) 回答の公表

確認書に対する回答は、令和7年11月4日(火)午後5時までに、公表するものとする。ただし、参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係り参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、参加者へ直接回答し公表しないものとする。なお、本市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

8) 事業提案書の受付

参加者の代表企業は、以下の項目に従って入札書及び本事業に対する提案内容を記載した事業提案書を提出すること。

なお、本市は参加者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

(1) 対象

参加資格審査通過者

(2) 提出期間

令和7年11月21日(金)午後5時までとする。

(3) 提出方法及び提出先

提出方法は、参加者の代表企業が「2. 入札に関する担当部署等」に示す場所へ持参により提出する。なお、郵送、E-mail、FAXによる提出は認めない。

(4) 提出書類

提出書類は、「第6章 提出書類及び作成要領」に規定するとおりである。

(5) 基礎審査結果の通知

提出された事業提案書は、落札者決定基準で定めた審査方法により、基礎審査を実施する。基礎審査結果については、令和7年12月19日（金）午後5時までに事業提案書を提出した者に通知する。

(6) 事業者プレゼンテーション

基礎審査合格者を対象にプレゼンテーションを実施する。なお、詳細については別途事業提案書を提出した者に通知する。

(7) 開札

開札場所、開札日時及び開札への立会い等については本市が別途入札書を提出した者に通知する。

① 開札日時

令和8年1月中

② 開札場所

本市が指定する場所

(8) 落札者決定の通知及び公表

令和8年2月中旬に参加者の代表企業に書面で発送する。入札結果の概要については本市ホームページにて公表する。

(9) 審査結果理由の説明請求

① 審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について本市に対して説明を求めることができる。

② 審査結果理由の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は任意）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）または持参によるものとし、持参の場合は、午前9時～午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の休日を除く。）とする。

③ 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

(10) その他

① 提出期限に遅れた事業提案書は受け付けない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、受け付ける場合がある。

② 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

9) 入札に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

参加者は、「入札参加資格審査申請書（様式6-1）」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

参加申込に係る経費は、参加者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い

① 入札説明書等の承諾

参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとする。

② 事業提案書の変更等の禁止

事業提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず事業提案書は返却しない。ただし、本市が必要と認めた場合はこの限りではない。

③ 著作権

提案資料等の著作権は、参加者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、参加者に事前に協議した上で必要な範囲において本市が、公表等を行うことができるものとする。

④ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った参加者が負う。

(4) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

(5) 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(6) 入札の辞退

資格審査申請書を提出した者は事業提案書の提出期限までは、随時、入札を辞退することができる。入札辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

① 提出方法

提出方法は、参加者が「入札辞退届（様式5）」を「2. 入札に関する担当部署等」に示す場所に持参により提出する。なお、郵送、E-mail、FAXによる提出は認めない。

② その他

入札辞退の撤回はできないものとする。

(7) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札

② 資格審査申請書に記載のない者が行った入札

③ 談合その他不正行為があったと認められる入札

④ 参加者の記名並びに参加者の代理人の署名及び押印を欠く入札または入札事項を明示しない入札

- ⑤ 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札
- ⑥ 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた入札
- ⑦ 入札の金額の表示を改ざん、または訂正した入札
- ⑧ その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

(8) 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して本市が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。

(9) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、本市は参加者に通知することとする。

2. 入札に関する担当部署等

1) 担当部署

本入札に関する担当部署（提出書類等受付窓口）は以下に示すとおりである。

(提出先)	
・担当部局	安城市環境部ごみ資源循環課 環境クリーンセンター施設整備係
・郵便番号	〒444-1221
・住所	愛知県安城市和泉町大下 38 番地
・電話	0566-92-0178
・電子メール	cleancenter@city.anjo.lg.jp

2) 入札に関する資料公表方法

入札説明書等は、本市ウェブサイトにて公表する。

3. 契約手続き

1) 契約内容の協議

本市と落札者並びに落札者が設立する運営事業者は、基本協定締結後、基本契約、建設工事請負契約、ごみの外部搬出業務委託契約、ごみの外部処理業務委託契約、管理運営業務委託契約、焼却灰等運搬業務委託契約、焼却灰等資源化業務委託契約、焼却灰等処分業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書案の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

2) 事業契約の締結

本事業の契約について、SPC 設立の有無に関わらず以下の手続きで行うこととする。

(1) 基本協定

対象者：落札者

締結時期：落札者決定後速やかに

(2)基本契約

対象者：落札者及び運営事業者

締結時期：本契約は建設工事請負契約締結の議決を経たことにより、建設工事請負契約が有効に成立したことを効力発生条件とするものとし、令和8年5月中旬頃有効に成立する。

(3)建設工事請負契約

対象者：建設事業者

締結時期：令和8年4月中旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は令和8年5月上旬に開催する臨時議会の議決を経たことにより、令和8年5月中旬頃有効に成立する。

(4)ごみの外部搬出業務委託契約

対象者：ごみの外部搬出事業者

締結時期：本契約は建設工事請負契約締結の議決を経たことにより、建設工事請負契約が有効に成立し、基本契約が有効に成立したことを効力発生条件とするものとし、令和8年5月中旬頃有効に成立する。なお、本契約は本市、管理運営事業者（SPC を設立する場合は SPC）、ごみの外部搬出事業者の間でごみの外部搬出に係る3者契約を締結することを予定している。

(5)ごみの外部処理業務委託契約

対象者：ごみの外部処理事業者

締結時期：本契約は建設工事請負契約締結の議決を経たことにより、建設工事請負契約が有効に成立し、基本契約が有効に成立したことを効力発生条件とするものとし、令和8年5月中旬頃有効に成立する。なお、本契約は本市、管理運営事業者（SPC を設立する場合は SPC）、ごみの外部処理事業者の間でごみの外部処理に係る3者契約を締結することを予定している。

(6)管理運営業務委託契約

対象者：管理運営事業者（SPC を設立する場合は SPC）

締結時期：本契約は建設工事請負契約締結の議決を経たことにより、建設工事請負契約が有効に成立し、基本契約が有効に成立したことを効力発生条件とするものとし、令和8年5月中旬頃有効に成立する。

(7)焼却灰等運搬業務委託契約

対象者：焼却灰等運搬事業者

締結時期：本契約は建設工事請負契約締結の議決を経たことにより、建設工事請負契約が有効に成立し、基本契約が有効に成立したことを効力発生条件とするものとし、令和8年5月中旬頃有効に成立する。なお、本契約は本市、管理運営事業者（SPC を設立する場合は SPC）、焼却灰等運搬事業者の間で焼却灰等の運搬に係る3者契約を締結することを予定している。

(8) 焼却灰等資源化業務委託契約

対象者：焼却灰等資源化事業者

締結時期：本契約は建設工事請負契約締結の議決を経たことにより、建設工事請負契約が有効に成立し、基本契約が有効に成立したことを効力発生条件とするものとし、令和8年5月中旬頃有効に成立する。なお、本契約は本市、管理運営事業者（SPC を設立する場合は SPC）、焼却灰等資源化事業者の間で焼却灰等の資源化に係る3者契約を締結することを予定している。

(9) 焼却灰等処分業務委託契約

対象者：焼却灰等処分事業者

締結時期：本契約は建設工事請負契約締結の議決を経たことにより、建設工事請負契約が有効に成立し、基本契約が有効に成立したことを効力発生条件とするものとし、令和8年5月中旬頃有効に成立する。なお、本契約は本市、管理運営事業者（SPC を設立する場合は SPC）、焼却灰等処分事業者の間で焼却灰等の処分に係る3者契約を締結することを予定している。

3) 地位の譲渡等

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供またはその他の方法により処分してはならない。

4) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本市の契約規則第 12 条に基づき、入札保証金を免除とする。

(2) 契約保証金

本市の契約規則第 32 条に基づき、以下の①～⑧において契約保証金を免除とする。

- ① 基本契約
- ② 建設工事請負契約
- ③ ごみの外部搬出業務委託契約
- ④ ごみの外部処理業務委託契約
- ⑤ 管理運営業務委託契約
- ⑥ 焼却灰等運搬業務委託契約
- ⑦ 焼却灰等資源化業務委託契約
- ⑧ 焼却灰等処分業務委託契約

第6章 提出書類及び作成要領

1. 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は計量法とする。また、原則として横書きで記述する。

2. 入札参加資格審査申請書類

入札参加資格審査申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて3部（正本1部、副本2部）提出すること。

- | | | |
|-----------------|---|-------|
| 1) 入札参加資格審査申請書 | : | 様式6-1 |
| 2) 構成企業一覧表 | : | 様式6-2 |
| 3) 建設JVの構成表 | : | 様式6-3 |
| 4) 代表企業委任状（代理人） | : | 様式6-4 |
| 5) 参加要件を証明する書類 | : | 様式6-5 |
| 6) 参加資格に関する誓約書 | : | 様式6-6 |

3. 入札辞退時届

入札辞退時の提出書類は、次の書類を1部提出すること。

- | | | |
|----------|---|-----|
| 1) 入札辞退届 | : | 様式5 |
|----------|---|-----|

4. 事業提案書類

事業提案書類の提出時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		様式等	部数
事業提案書提出届		様式7-1	1部
事業提案書に関する誓約書		様式7-2	1部
提案書	施設設計図書 （基礎審査対象図書）	様式8-1-1 ～8-5-2	各10部 （正本1部、副本9部）
	事業計画 （全ての審査対象図書）	様式9-1～9-11-2	
	技術提案書 （非価格要素審査対象図書）	様式10-1-1 ～10-6-4	
入札書（価格要素審査対象）		様式11	1部
要求水準適合表 基幹的設備改良工事		様式12-1	2部
要求水準適合表 管理運営業務委託		様式12-2	2部
提案書の電子データ（DVD等）		—	1式

1) 施設設計図書

施設設計図書は、任意様式としA4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして1冊にまとめ、各10部（正本1部、副本9部）提出すること。

施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/〇～〇/〇）をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。また、施設設計図面については次のとおりとする。

- (1) 図面は、JISの建築製図通則に従って作成すること。
- (2) 右下に図面名称及び本市から通知した受付グループ名を記入する。
- (3) ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること。ただし、正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において代表企業名を明らかにすること。（正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。）
- (4) 施設計画図書の必要事項

施設設計図書に必要な事項は、「入札説明書添付資料-5 施設設計図書」を参照することとし、様式8-1-1～8-5-2を併せて提出すること。

2) 事業計画

事業計画は、様式9-1～9-11-2をA4版（A3版書類についてはA4版に折込み）として1冊にまとめ、各10部（正本1部、副本9部）提出すること。

ただし、様式9-1～9-3-1（添付資料含む）は、正本のみに添付すること。また、ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること。ただし、正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において代表企業名を明らかにすること。（正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。）

様式番号	様式名
様式9-1	事業費
様式9-2	基幹的設備改良工事費
様式9-3	管理運営業務委託費
様式9-3（添付）	提案変動単価
様式9-3-1	提案物価変動指標
様式9-4	SPC 資本概要（SPC を設立しない場合は不要）
様式9-5	開業費（運営固定費）（SPC を設立しない場合は不要）
様式9-6-1	管理運営固定費Ⅰ（ごみ焼却施設 人件費）
様式9-6-2	管理運営固定費Ⅰ（し尿処理施設 人件費）
様式9-6-3	管理運営固定費Ⅰ（その他経費）
様式9-7-1	管理運営固定費Ⅱ（ごみ焼却施設 管理運営経費）
様式9-7-2	管理運営固定費Ⅱ（し尿処理施設 管理運営経費）
様式9-7-3	管理運営固定費Ⅱ（関連施設 管理運営経費）
様式9-8-1	管理運営固定費Ⅲ（ごみ焼却施設 点検補修費）
様式9-8-2	管理運営固定費Ⅲ（し尿処理施設 点検補修費）

様式番号	様式名
様式9-8-3	管理運営固定費Ⅲ（関連施設 点検補修費）
様式9-9-1	管理運営変動費Ⅰ（ごみ焼却施設）
様式9-9-2	管理運営変動費Ⅰ（し尿処理施設）
様式9-10	管理運営変動費Ⅱ（ごみ焼却施設）
様式9-11-1	事業収支表（損益計算書） ※SPC を設立しない場合は本事業に係る部分のみ
様式9-11-2	事業収支表（キャッシュフロー計算書） ※SPC を設立しない場合は本事業に係る部分のみ

3) 技術提案書

技術提案書を作成するにあたっては、本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 技術提案書は、様式 10-1-1～10-6-4 に示す所定のページ数とし、様式集の順番で1冊にまとめ、「技術提案書」をA4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各10部（正本1部、副本9部）提出すること。文字サイズは11ポイント以上（図表除く）とし、技術提案書には、各ページの下中央に通し番号（1/〇～〇/〇）をふり、本市が通知した受付グループ名を右下欄に記入すること。
- (2) 添付資料が必要な場合は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各10部（正本1部、副本9部）提出すること。また、添付資料には、各ページの下中央に通し番号（1/〇～〇/〇）をふり、本市が通知した受付グループ名を右下欄に記入すること。なお、添付資料の内容は技術提案書の補完資料とし技術提案書に記載以外の提案が記載されていると本市が判断した場合は、添付資料の差し替えまたは添付資料を受け取らない場合がある。また、様式 10-6-4 の正本のみ地元企業の活用件数及び発注予定額が分かるように地元企業の会社名、所在地（本店・支店・営業所別に地元と地元以外が分かるように記載）、発注業務内容、発注予定額、その他参加者が必要と思われる事項を記載した一覧表を添付することし、副本は地元企業の企業名が分かる記述を避けること。なお、各企業の関心表明書等の添付は不要とする。
- (3) 技術提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (4) ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること。ただし、正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において代表企業名を明らかにすること。（正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。）。
- (5) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

4) 提案書の電子データ

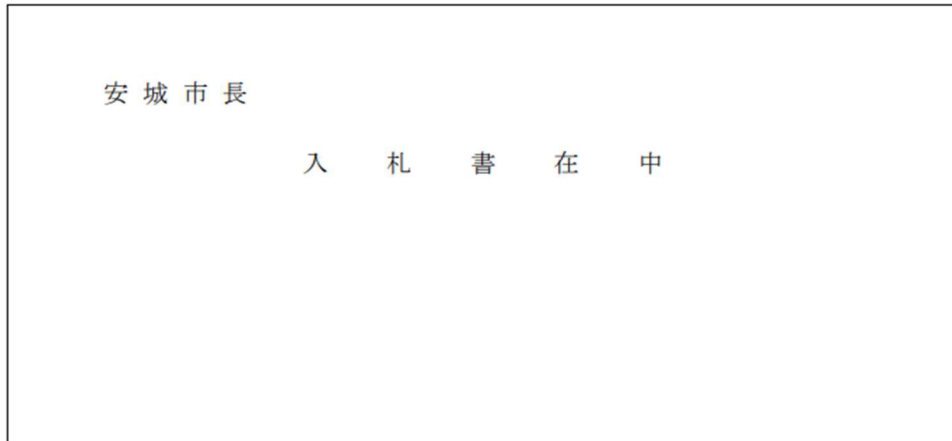
- (1)本市に提出する提案書の電子データは、PDF 形式とし、施設計画図書、技術提案書、技術提案書添付資料、事業計画毎に様式集の順番でそれぞれ1つの PDF ファイルにまとめて DVD 等に保存し提出すること。ただし、電子データのサイズに応じて PDF ファイルを複数に分割してもよい。なお、PDF に加えて、様式集 (Excel 版) については Microsoft Excel (Windows 版とし、バージョンは 2016 程度とする。) も提出すること。

5) 入札書

入札書を作成するにあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1)入札書(様式 11)に應札額を記入の上、様式 9-1~9-11-2 と共に封筒に入れ、封かんし、封筒の表面に、事業名、事業実施場所、参加者名及び代表企業の商号または名称等を記載すること。封筒については図 1 を参考にすること。
- (2)入札価格は、事業期間にわたる建設業務に係る対価及び管理運営業務に係る対価を単純に合計した金額(現在価値換算前の実額ベース)とし、「入札説明書添付書類-4 対価の支払方法について」に基づいて算定すること。また、物価変動等に応じた改定は入札価格に見込まないこと。
- (3)入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4)技術提案書との整合性を確保すること。

表



裏

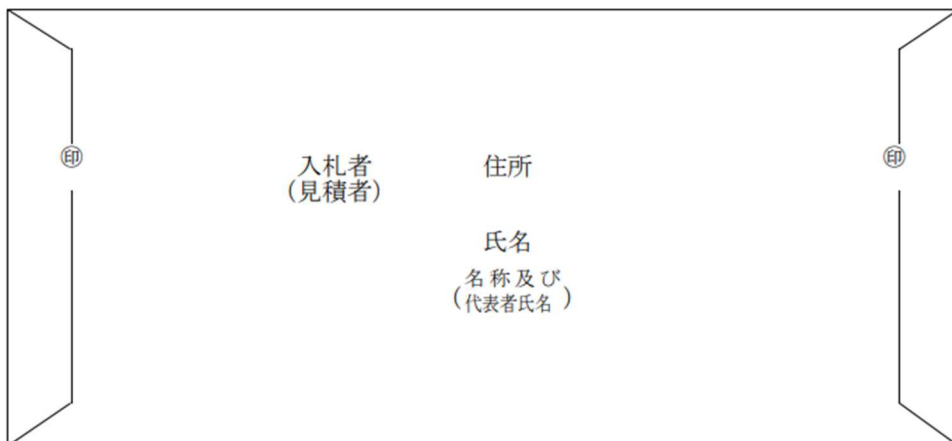


図 1 入札書封筒の記載イメージ

第7章 本業務に関する提示条件等

1. 適用範囲

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

1) 本施設の建設業務に係る対価

本市は、本施設の建設業務の対価として、建設業務費及びごみの外部搬出委託費、ごみの外部処理費を建設業者に支払う。詳細は、「入札説明書添付資料-4 対価の支払方法について」に定める。

2) 本施設の管理運営業務に係る対価

本市は、本施設の管理運営業務の対価として、管理運営業務費及び焼却灰等の運搬委託費、焼却灰等の資源化委託費、焼却灰等の処分費を管理運営業者に支払う。詳細は、「入札説明書添付資料-4 対価の支払方法について」に定める。

3) 支払の減額等

本市は、事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求水準を満たしていないことが判明した場合は、委託費の減額等を行うことがある。減額等の方法についての詳細は、「入札説明書添付資料-6 モニタリング及び対価の減額について」に定める。

2. 本市が適用を予定している補助金について

本市は、本事業の実施に関して、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）」（以下「補助金」という。）の適用を予定している。補助金の申請等の手続は本市において行うが、建設事業者は本市が行う補助金の申請手続き等に協力するとともに、当該補助金の交付要綱等に適合するように関連資料の作成を行うこととする。

3. 保険

1) 本市は、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）等、必要な保険に加入する予定である。

2) 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、本市は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者が付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。

3) 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

4. 想定されるリスクの分担

1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。基幹的設備改良工事、管理運営業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

2) 想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担の詳細は、「入札説明書添付資料-7 リスク分担」、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、ごみの外部搬出業務委託契約書(案)、ごみの外部処理業務委託契約書(案)、管理運営業務委託契約書(案)、焼却灰等運搬業務委託契約書(案)、焼却灰等資源化業務委託契約書(案)、焼却灰等処分業務委託契約書(案)において定める。

5. 業務の委託等

事業者は業務の一部を第三者に委任または請け負わせることができる。ただし、構成員または協力企業以外の者へ委託または請け負わせる場合は事前に本市の承諾を得るものとする。

6. 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、本市は、事業者に一定の回復期間を与えて、事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、公共サービスに重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは事業者の事業遂行能力の回復が不能であると判断される場合には、本市は、事業者との事業契約を解除し、施設の設計・建設または管理運営にあたる新たな事業者を公募することを原則とする。

この場合には、事業者は、事業契約に定めるところに従い、本市に生じた損害を賠償する。

2) 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

この場合には、本市は、事業契約に定めるところに従い、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、本市または事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合は、本市と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

4) 建設業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事

前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。
その場合、管理運営業務委託契約についても解除することができる。

- 5) 管理運営業務期間においては、本市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、管理運営業務委託契約を解除することができる。
- 6) 上記1) または2) により、建設工事請負契約または管理運営業務委託契約のいずれかが解除された場合に、本市は相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、基本契約を解除することができる。

7. 本市による本事業の実施状況の監視

本市は、事業者が実施する実施状況が要求水準及び事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業の監視を行う。詳細は、「入札説明書添付資料-6 モニタリング及び対価の減額について」に定める。

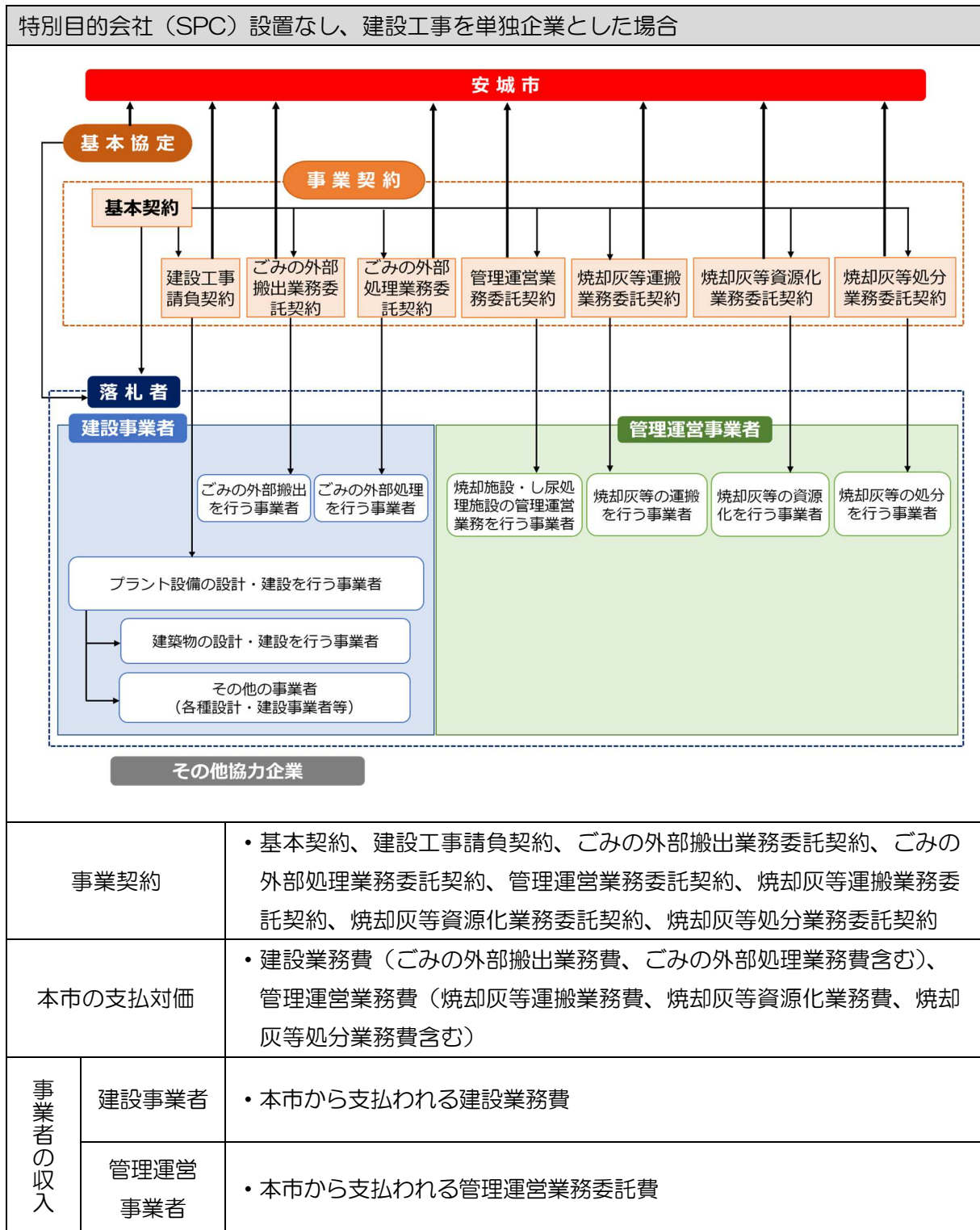
入札説明書添付資料

入札説明書添付資料-1 事業実施場所



入札説明書添付資料-2 ① 事業スキーム図（案）

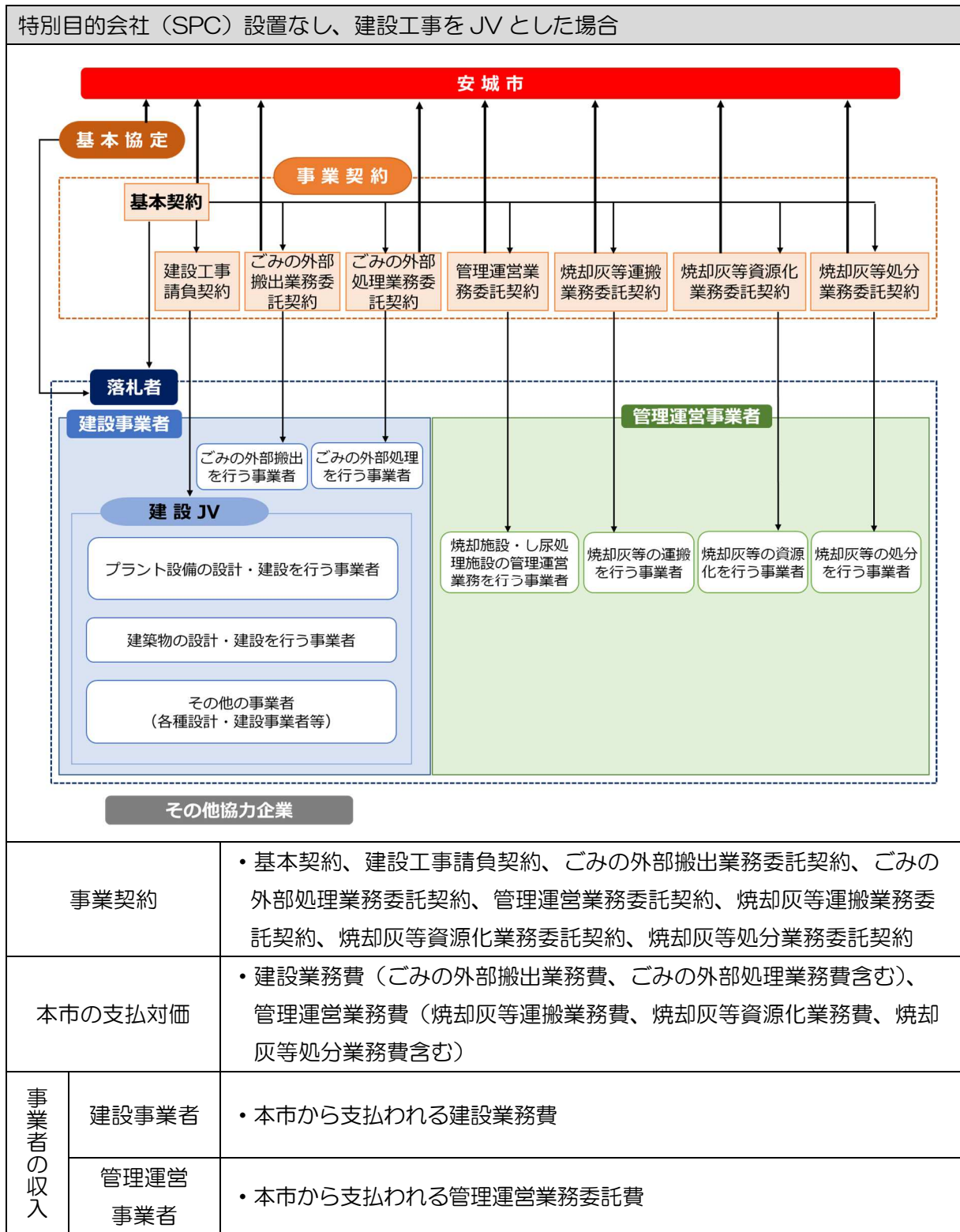
1. 特別目的会社（SPC）設置なし、建設工事を単独企業とした場合



※ごみの外部搬出事業者、ごみの外部処理事業者は、本市、建設事業者との3者契約を予定している。焼却灰等運搬事業者、焼却灰等資源化事業者、焼却灰等処理事業者は、本市、管理運営事業者との3者契約を予定している。

入札説明書添付資料-2 ② 事業スキーム図（案）

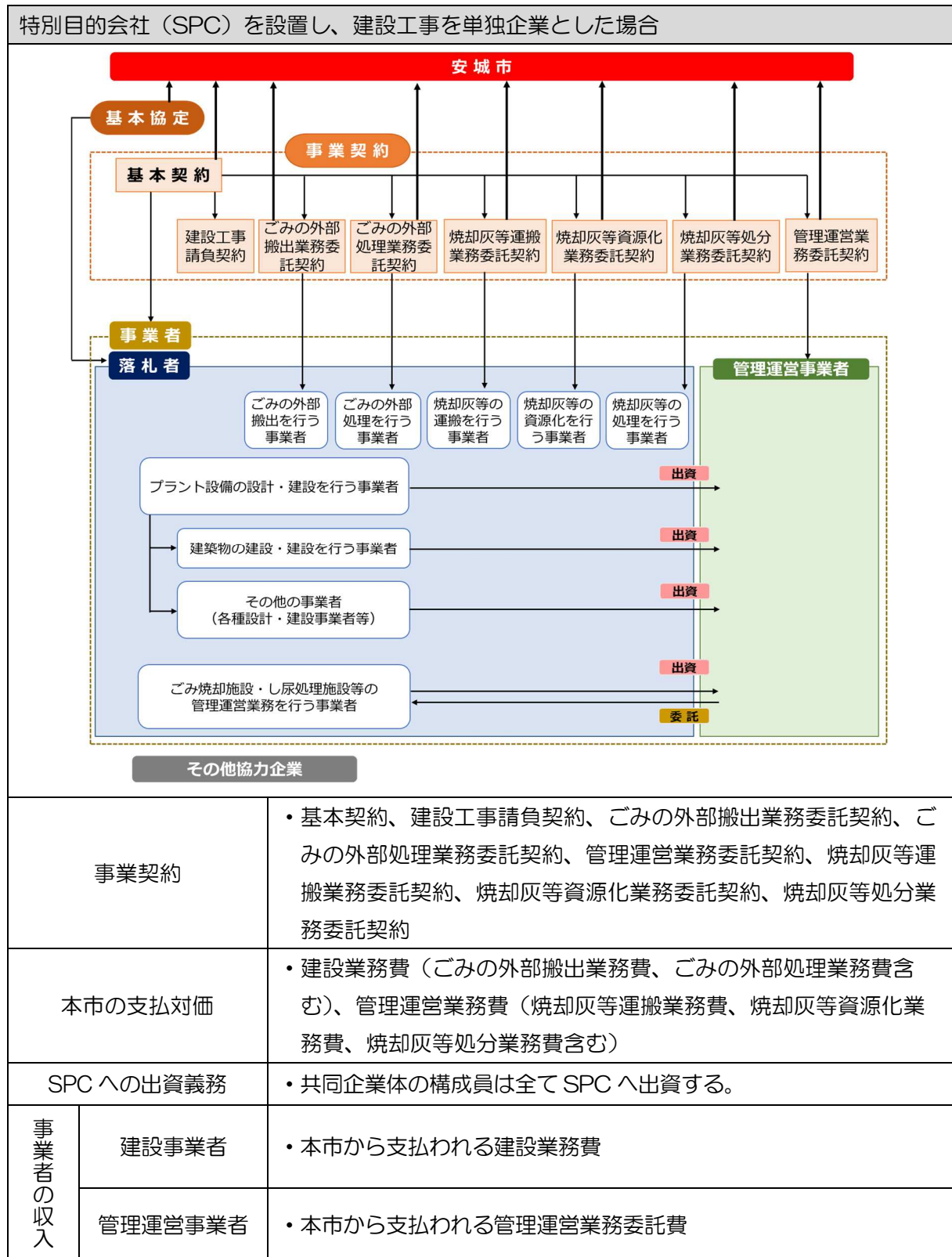
2. 特別目的会社（SPC）設置なし、建設工事をJVとした場合



※ごみの外部搬出事業者、ごみの外部処理事業者は、本市、建設事業者との3者契約を予定している。焼却灰等運搬事業者、焼却灰等資源化事業者、焼却灰等処分手業者は、本市、管理運営事業者との3者契約を予定している。

入札説明書添付資料-2 ③ 事業スキーム図（案）

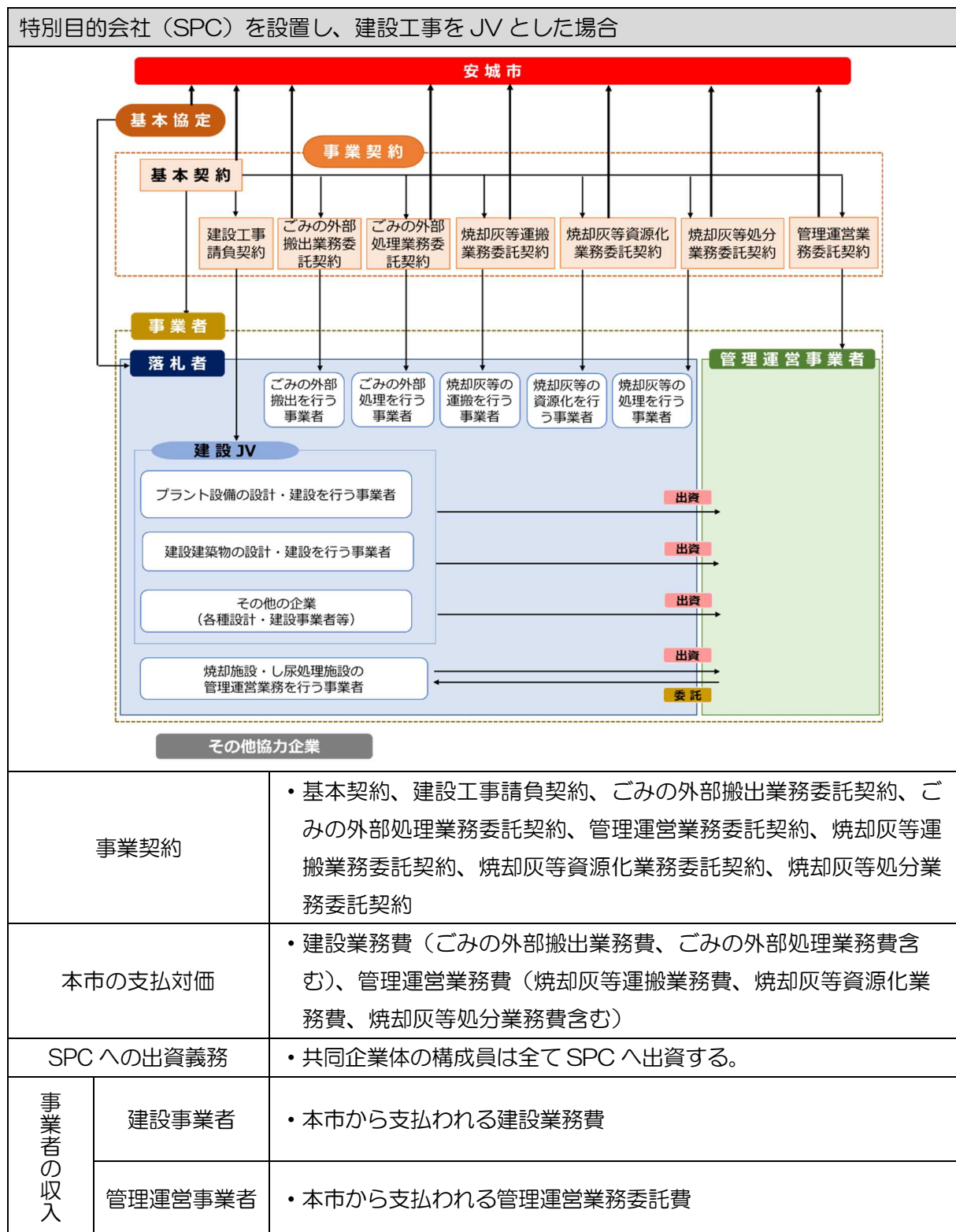
3. 特別目的会社（SPC）を設置し、建設工事を単独企業とした場合



※ごみの外部搬出事業者、ごみの外部処理事業者は、本市、建設事業者との3者契約を予定している。焼却灰等運搬事業者、焼却灰等資源化事業者、焼却灰等処分事業者は、本市、管理運営事業者との3者契約を予定している。

入札説明書添付資料-2 ④ 事業スキーム図（案）

4. 特別目的会社（SPC）を設置し、建設工事をJVとした場合



※ごみの外部搬出事業者、ごみの外部処理事業者は、本市、建設事業者との3者契約を予定している。焼却灰等運搬事業者、焼却灰等資源化事業者、焼却灰等処分手業者は、本市、管理運営事業者との3者契約を予定している。

入札説明書添付資料-3 本事業の業務範囲分担表

○：主分担 △：従分担

No.	業務の範囲	業務の内容	本市	事業者	備考
1	施設全体 管理業務	施設設置者（所有者）としての施設管理	○		
2		施設管理のための資格者の配置		○	
3	受入管理 業務	搬入ごみの受付及び受入判定		○	
4		事業系ごみの受付・搬入許可書発行	○		
5		計量業務		○	
6		料金徴収・収納業務		○	
7		浄化槽・し尿汲み取り台帳管理	○		
8		搬入出車両の誘導・場内交通整理業務		○	
9		運 転 管 理 業 務（ごみ焼却 施設）	プラットホームでの受入業務		○
10	受入管理計画の作成			○	
11	運転管理、運転作業			○	光熱水費含む
12	日報・月報等の作成			○	
13	施設点検計画の作成			○	
14	施設保全計画の作成			○	
15	延命化計画の作成			○	
16	搬入管理（搬入前の不適物混入防止の監視、啓発）		○		
17	搬入管理（搬入以降の不適物混入防止の監視）			○	
18	焼却灰等の積込み			○	
19	焼却灰等の最終処分場または資源化施設までの運搬			○	3者契約を想定
20	焼却灰等の資源化			○	3者契約を想定
21	焼却灰等の処分			○	3者契約を想定
22	売電業務		○	○	売電収入は市
23	余熱利用施設への熱供給管理/連絡調整			○	連絡調整：プール停止期間中の熱供給停止等
24	資格者の配置			○	
25	基幹的設備改良工事中 仮設積み替え設備・重機の運転		○		
26	基幹的設備改良工事中 余剰ごみの外部処理施設への運搬		○	3者契約を想定	
27	基幹的設備改良工事中 余剰ごみの処理		○	3者契約を想定	
28	運 転 管 理 業 務（し尿処理 施設）	プラットホームでの受入業務		○	
29		受入管理計画の作成		○	
30		運転管理、運転作業		○	光熱水費含む
31		日報・月報等の作成		○	
32		施設点検計画の作成		○	
33		施設保全計画の作成		○	

34		延命化計画の作成		○		
35		汚泥運搬・処分		○	ごみ焼却施設への運搬	
36		余熱利用施設からのオーバーフロー水管理/連絡調整		○	連絡調整：受水槽への水供給停止等	
37		資格者の配置		○		
38	運營業務（ごみ焼却施設）	維持管理状況の監視・指導	○			
39		施設点検計画による施設の点検・検査		○		
40		施設保全計画による機器、設備の補修・修繕		○		
41		施設の清掃		○	建築部分を含む	
42		施設性能の確認検査業務（機能検査・精密機能検査）		○		
43		土木・建築・建築設備の点検・検査、補修		○	機能維持を含む	
44		物品・用役の調達・管理		○	啓発用設備含む	
45		周辺施設保全（計量棟、駐車場、外構施設等）		○		
46		余熱利用設備保全（蒸気配管）		○		
47		改良保全（施設改造）	○	○		
48		基幹的設備改良工事中 仮設積み替え設備・重機の点検・検査・維持管理		○		
49		運營業務（し尿処理施設）	維持管理状況の監視・指導	○		
50			施設点検計画による施設の点検・検査		○	
51	施設保全計画による機器、設備の補修・修繕			○		
52	施設の清掃			○	建築部分を含む	
53	施設性能の確認検査業務（機能検査・精密機能検査）			○		
54	土木・建築・建築設備の点検・検査、補修			○	機能維持を含む	
55	物品・用役の調達・管理			○	啓発用設備含む	
56	余熱利用施設オーバーフロー水移送設備保全（配管）			○		
57	改良保全（施設改造）		○	○		
58	運營業務（関連施設）	維持管理状況の監視・指導	○			
59		施設点検計画による施設の点検・検査		○		
60		施設保全計画による機器、設備の補修・修繕		○		
61		施設の清掃		○	建築部分を含む	
62		施設性能の確認検査業務（機能検査）		○		
63		土木・建築・建築設備の点検・検査、補修		○	機能維持を含む	
64		物品・用役の調達・管理		○	啓発用設備含む	

					む
65		改良保全（施設改造）	○	○	
66	環境管理業務 （ごみ焼却施設/し尿処理施設）	環境管理		○	
67		作業環境管理		○	
68	防火・防災管理業務	防火・防災対策管理	○		
69		防災組織の設置		○	
70		火災保険	○		
71	保安・清掃業務	管理棟管理	△	○	本市職員が使用する居室は本市
72		汚水処理槽管理		○	
73		植栽管理		○	
74		敷地内道路管理		○	
75		調整池管理		○	
76		その他敷地内の清掃（屋外トイレ・車庫含む）		○	
77		各種保険		○	事業者が必要とするもの
78		消防設備管理		○	ごみ焼却施設、し尿処理施設、管理棟、計量棟
79		施設警備・防犯等（屋外トイレ・車庫含む）	○		
80		環境啓発業務	一般見学者受付		○
81	一般見学者対応（市内小学生による環境学習（施設見学）を含む）			○	
82	行政視察受付		○		
83	行政視察対応		○	△	事業者は支援を行う
84	環境啓発設備管理			○	維持管理及び更新
85	環境啓発活動		△	○	本市と協議のうえ実施
86	情報管理業務	報告書の作成と管理		○	
87		設計図書等の施設情報管理		○	
88	モニタリング業務	施設運営に係る業務のセルフモニタリング		○	
89		契約に基づく成果管理	○		
90	その他	地元・問い合わせ対応	○	△	事業者は支援を行う
91		災害・緊急時対応（施設・設備に関するもの）	△	○	
92		災害・緊急時対応（処理計画等）	○	△	

入札説明書添付資料-4 対価の支払方法について

1. 対価の構成

事業者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、本市が事業者を支払う対価の構成は、添付資料 表1 に示すとおりとする。

添付資料 表1 基幹的設備改良工事費及び管理運営業務委託費の構成

支払いの対象となる業務	建設業務費及び管理運営業務委託費		対象となる費用等
基幹的設備改良工事	『建設業務費』		建設業務を行う上で必要となるすべての費用及びごみの外部搬出を行う上で必要となる費用とする。
管理運営業務	管理運営業務委託費 A	『管理運営固定費Ⅰ』	【人件費、その他の諸費用】 ・人件費 ・事務費（旅費、消耗品、使用料等） ・負担金等（負担金、公租公課等） ・保険料 ・その他費用（SPC を設立する場合の経費等）
		『管理運営固定費Ⅱ』	【運転管理費用】 ・電気基本料金、水道基本料金 ※し尿処理施設 11 年分 ・油脂類費 ・測定、分析（排ガス、排水など） ・建築設備保守費、清掃、環境整備費等
		『管理運営固定費Ⅲ』	【点検・補修費用】 ・点検、補修費、更新費、部品交換費等 ※し尿処理施設に関わるものは 11 年間分
	管理運営業務委託費 B	『管理運営変動費Ⅰ』	【変動費用】 ＜ごみ焼却施設＞ ・燃料費 ・薬品費 ・光熱水費（電気基本料金、水道基本料金等除く） ・その他処理量に応じて増減する費用 ＜し尿処理施設＞ ・薬品費（11 年間）
		『管理運営変動費Ⅱ』	【焼却灰等の資源化・処分の変動費】 ・焼却灰等の運搬費 ・焼却灰等の資源化費 ・焼却灰等の処分費

2. 対価の算定方法

1) 建設業務に係る対価

添付資料 表2 建設業務に係る対価

支払いの対象となる業務	支払対象となる費用	算定方法
建設業務	本施設の建設業務費用	○建設業務に対する対価 ○ごみの外部搬出費及び処理費＝各年度の運搬量または処理量（実績値）×提案単価

※特別高圧接続検討の検討料及び工事負担金は本市が送配電事業者へ支払う。

2) 管理運営業務に係る対価

添付資料 表3 管理運営業務委託費の算定方法

支払いの対象となる業務	支払対象となる費用		算定方法
管理運営業務委託費A	管理運営固定費Ⅰ	【人件費、その他の諸費用】 ・人件費 ・事務費（旅費、消耗品、使用料等） ・負担金等（負担金、公租公課等） ・保険料 ・その他経費（SPC を設立する場合の経費等）	○管理運営固定費Ⅰ+Ⅱ =管理運営固定費Ⅰ+運営固定費Ⅱ ※管理運営固定費Ⅰ、Ⅱは、事業者が提案した各年度の固定費
	管理運営固定費Ⅱ	【運転管理費用】 ・電気基本料金、水道基本料金 ※し尿処理施設 11 年分 ・油脂類費 ・測定、分析（排ガス、排水など） ・建築設備保守費、清掃、環境整備費等	
	管理運営固定費Ⅲ	【点検・補修費用】 ・点検、補修費、更新費、部品交換費等 ※し尿処理施設に関わるものは 11 年間分	
管理運営業務委託費B	管理運営変動費Ⅰ	【本施設の変動費用】 <ごみ焼却施設> ・燃料費 ・光熱水費（電気基本料金、水道基本料金等除く） ※し尿処理施設 11 年分 ・薬品費 <し尿処理施設> ・薬品費（11 年間）	○管理運営変動費Ⅰ =各年度の計画処理量×提案単価 ○管理運営変動費Ⅱ =各支払期の運搬量または資源化量（実績値）×提案単価
	管理運営変動費Ⅱ	【焼却灰等の資源化・処分の変動費】 ・焼却灰等の運搬費 ・焼却灰等の資源化費 ・焼却灰等の処分費	

※1：各支払い時期の管理運営業務に係る対価は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2：「各支払期の実績処理対象物量」は、ごみ計量機にて計量した搬入量とし、単位はトン（t）、小数点以下第2位（10kg 単位）までを有効桁数とする。

※3：「計画処理量」は、「別添資料1 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設 基幹的設備改良工事・管理運営委託事業 要求水準書 管理運営業務編 第1章 総則 第2節 計画主要目」を参照すること。

※4：各支払期の運搬量の単位はトン（t）、小数点以下第2位（10kg 単位）までを有効桁数とする。

3. 対価の支払い方法

1) 建設業務費

本施設の建設業務費の支払条件は、事業提案書を基に各会計年度における請負代金の支払いの限度額を設定することによるものとし、建設事業者は部分払について、契約規則等に則って請求できる。

詳細は建設工事請負契約書（案）において定める。なお、建設事業者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を本市に寄託して、契約金額の10分の4の範囲内において本市が定める額の前払金の支払を本市に請求することができる。

2) 管理運営業務委託費

本施設の管理運営業務委託費は、令和8年9月から令和33年3月までの25年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、四半期毎に管理運営事業者に対して支払うものとする。管理運営事業者は毎月の月間業務報告書（以下「月報」という。）を翌月10営業日以内に本市へ提出し、本市の確認を受ける。本市は、提出された月報について10開庁日以内に委託業務の完了について確認する。管理運営事業者は、四半期最終月の月報の確認を受けた後、当該四半期分の請求書を速やかに本市へ提出する。本市は、請求書を受理した日から30日以内に管理運営業務委託費を支払うものとする。

管理運営変動費については、計画処理量に基づき四半期毎に1回仮払いし、モニタリング結果を踏まえ、年度末に精算する。

管理運営業務委託費の支払方法は以下のとおりとする。

(1) 支払回数

- ① 業務委託費A（管理運営固定費Ⅰ・管理運営固定費Ⅱ・管理運営固定費Ⅲ）：98回
（25年間×年4回 ※令和8年度のみ：年2回）
- ② 業務委託費B（管理運営変動費Ⅰ）：98回（25年間×年4回 ※令和8年度のみ：年2回）
- ③ 業務委託費A（管理運営固定費Ⅰ・管理運営固定費Ⅱ・管理運営固定費Ⅲ）の1回あたりの支払額は、事業者が提案した各年度の管理運営固定費を12で除した金額の四半期分とする。なお、固定費Ⅲについては、本市と事業者が協議の上、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該管理運営固定費Ⅲの事業期間中の総額については変更できないことを基本とする。
- ④ 業務委託費B（管理運営変動費Ⅰ）の1回あたりの支払額は、四半期毎に行い各支払期の実績処理対象物量×提案単価（円/t）によるものとする。ただし、第1四半期から第3四半期の当該委託料については、ごみを実際に処理した量（以下「実績処理対象物量」という）にかかわらず、当該年度に予定される計画処理量の4分の1を、事業者より提案されたごみ量1トンあたりの処理単価（以下「ごみ処理単価」という。）に乗じて算定を行う。一方、第4四半期の当該委託料については、ごみ処理単価に当

該年度の実績処理対象物量を乗じて、年間のごみ処理費を確定した上で、第1四半期から第3四半期の当該委託料を控除した調整額により算定する。

3) 業務委託費 B (変動費Ⅱ) 焼却灰等の運搬委託費

焼却灰等の運搬費は、令和8年9月から令和33年3月までの25年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、毎月管理運営事業者へ支払うものとする。管理運営事業者は毎月の月報を翌月10営業日以内に本市へ提出し、本市の確認を受ける。本市は、月報受領日から10開庁日以内に委託業務の完了について確認する。管理運営事業者は月報の確認を受けた後、速やかに請求書を本市へ提出する。本市は、請求書を受領した日から30日以内に焼却灰等運搬委託費を支払うものとする。

(1) 支払回数

焼却灰等運搬委託費：295回（25年間×年12回 ※令和8年度のみ：年7回）

(2) 支払額

焼却灰等運搬委託費の1回当たりの支払額は、各月の運搬量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。

4) 業務委託費 B (変動費Ⅱ) 焼却灰等の資源化委託費

焼却灰等の資源化委託費は、令和8年9月から令和33年3月までの25年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、毎月管理運営事業者へ支払うものとする。管理運営事業者は毎月の月報を翌月10営業日以内に本市へ提出し、本市の確認を受ける。本市は、月報受領日から10開庁日以内に委託業務の完了について確認する。管理運営事業者は月報の確認を受けた後、速やかに請求書を本市へ提出する。本市は、請求書を受領した日から30日以内に焼却灰等資源化委託費を支払うものとする。

(1) 支払回数

焼却灰等資源化委託費：295回（25年間×年12回 ※令和8年度のみ：年7回）

(2) 支払額

焼却灰等資源化委託費の1回当たりの支払額は、各月の資源化量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。

5) 業務委託費 B (変動費Ⅱ) 焼却灰等の処分委託費

焼却灰等の処分委託費は、令和8年9月から令和33年3月までの25年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、毎月管理運営事業者へ支払うものとする。管理運営事業者は毎月の月報を翌月10営業日以内に本市へ提出し、本市の確認を受ける。本市は、月報受領日から10開庁日以内に委託業務の完了について確認する。管理運営事業者は月報の確認を受けた後、速やかに請求書を本市へ提出する。本市は、請求書を受領した日から30日以内に焼却灰等処分委託費を支払うものとする。

(1) 支払回数

焼却灰等処分委託費：295回（25年間×年12回 ※令和8年度のみ：年7回）

(2) 支払額

焼却灰等処分委託費の1回当たりの支払額は、各月の処分量(実績値)×提案単価(円/t)によるものとする。

4. 管理運営業務委託費の改定

1) 改定の基本的な考え方

管理運営固定費及び管理運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させるものとする。

2) 物価変動に基づく改定方法

物価変動に基づき、管理運営固定費及び管理運営変動費について、改定を行う。なお、改定の周期は1年に1回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

- (1) 提案時点の令和7年度平均値を基準とし、添付資料 表4に示す指標ごとに毎年9月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均)に基づき、10月末までに表5に示す算定式により管理運営固定費及び管理運営変動費の見直しを行い、翌年度の管理運営委託費を確定する。
- (2) 改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (3) 事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、本市と事業者で協議を行うものとする。
- (4) 事業者が添付資料 表4に示す指標以外の指標を用いることが適切と考える場合、提案書に当該指標と合理的根拠を記載することにより、落札者決定後の協議において本市とその妥当性について協議を行うことができる。

添付資料 表4 物価変動に基づく改定に用いる指標

区分		改定の対象となる費用	指標
管理運営業務委託費A	固定費Ⅰ	・人件費	「毎月勤労統計調査／調査産業計（事業所規模30人以上）／現金給与総額指数／愛知県平均」（厚生労働省）
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	固定費Ⅱ	・電気基本料金、水道基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	固定費Ⅲ	・補修費等	「消費税を除く国内企業物価指数／汎用機器」（日本銀行調査統計局）
管理運営業務委託費B	変動費	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／該当する重油種類」（日本銀行調査統計局）
		・薬品費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学工業製品／無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
		・光熱水費（電力等の基本料金を除く）	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）

3) 改定の条件 管理運営業務委託費の支払額

管理運営業務委託費の支払額については、改定のための確認を年1回行うものとする。改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%（上述に示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合であり、小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は変動の有無にかかわらず、本市へ書面により毎年報告を行うこと。毎年、9月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、10月末までに見直しを行い、翌年度の管理運営業務委託費を確定する。改定された管理運営業務委託費は、改定年度の翌年の第1期支払期の支払から反映させる。ただし、電力基本料金及び電気使用料の変更に伴う管理運営業務委託費の改定時期は、本市と事業者との協議により別途定めることができる。

なお、初年度（令和8年度）の管理運営業務委託費は、事業者が提案した金額とする。

添付資料 表5 管理運営業務委託費の改定の算定式一覧

項目	記号	備考
前年度の管理運営業務委託費	F_{t-1}	前年度となる令和[t-1]年度の管理運営業務委託費。※1
改定後の管理運営業務委託費	F_t	物価変動等に基づく改定後の令和[t]年度の管理運営業務委託費。
前回改定時の物価指数	I_α	表4に示す指標の令和[α]年度の平均値。
改定時の物価指数 ※2	I_{t-1}	表4に示す指標の令和[t-1]年度の平均値。

■算定式：
$$F_t = F_{t-1} \times \frac{I_{t-1}}{I_\alpha} \quad \left(\text{改定率} : \frac{I_{t-1}}{I_\alpha} \right)$$

※1 改定時の物価指数は、各年10月に確定する前年度の10月から翌年9月までの物価指数の平均を指す。

入札説明書添付資料-5 施設設計図書

施設設計図書には、ごみ焼却施設について、以下に示す必要事項を記載すること。

1. 施設概要（主要施設の仕様等、施設設計の概要を整理すること。）

2. 図面関係

- 1) 全体配置図
- 2) 工事期間中の車両動線計画図
- 3) 各階平面図
- 4) 施設立面図
- 5) 施設主要断面図
- 6) 外部仕上表
- 7) 電気設備主要回路系統図
- 8) フローシート
 - (1)ごみ・空気・排ガス・焼却灰等
 - (2)ボイラ関係
 - (3)余熱利用
 - (4)給排水等
 - (5)補助燃料
 - (6)計装フローシート
- 9) その他必要な図面等

※図面及びフローシートは、以下の改良内容が分かるように色分け等を行うこと。

- ・全更新であり、補助金の対象範囲内
- ・全更新であり、補助金の対象範囲外
- ・部分更新であり、補助金の対象範囲内
- ・部分更新であり、補助金の対象範囲外

3. 工事関係

- 1) 全体工事工程（設計工程含む）
- 2) 工事中の仮設計画
- 3) 工事中の焼却処理及び外部搬出处計画
- 4) 設計書等
 - (1)物質収支計算書（ごみ、空気、薬剤、排ガス、灰、等）
 - (2)主要機器設計計算書
 - (3)設計建設工事仕様書
 - (4)管理運営業務仕様書

4. 管理運営関係

1) 管理運営期間中の維持管理計画一覧表（点検、補修、更新等）

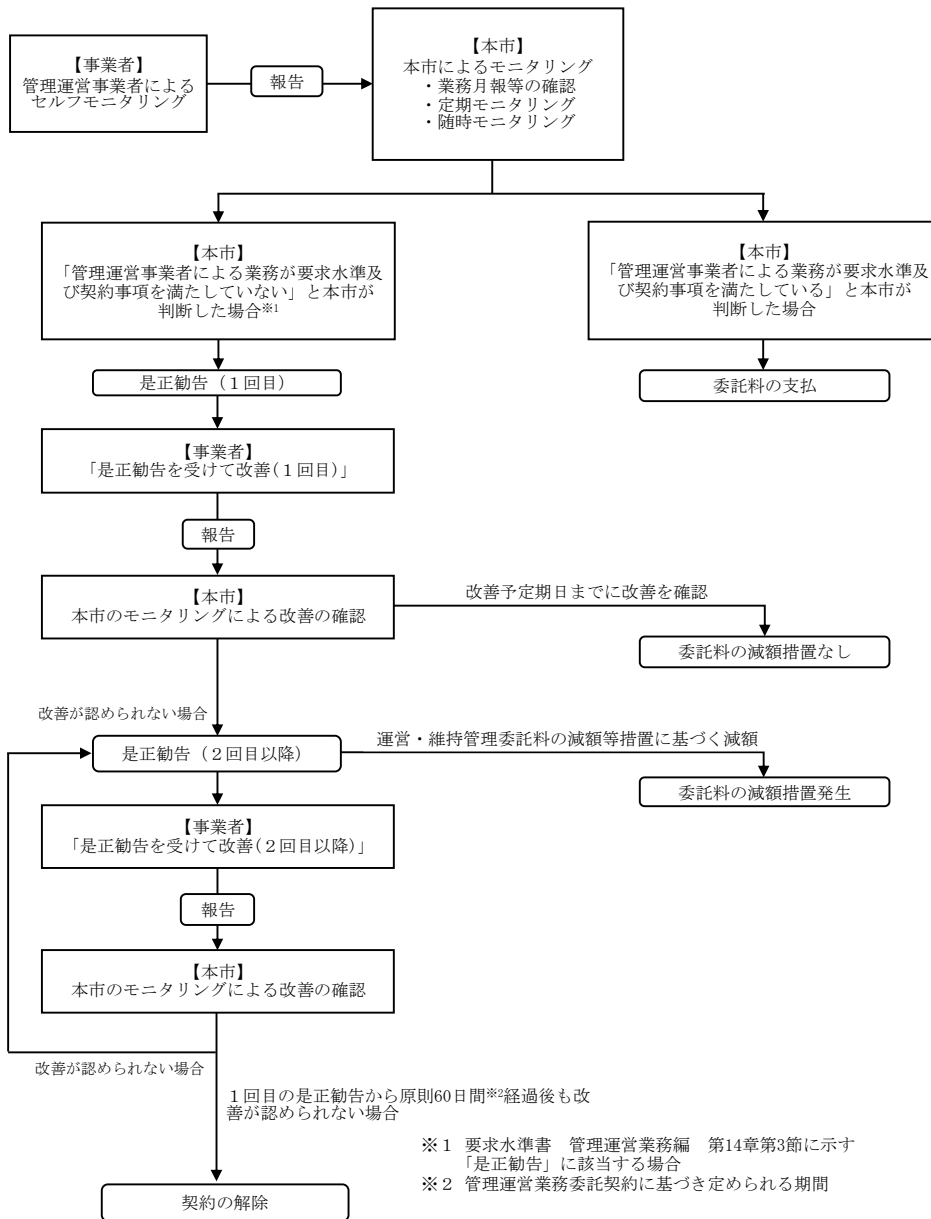
入札説明書添付資料-6 モニタリング及び対価の減額について

1. モニタリング目的

本施設の管理運営業務に対するモニタリングは、本市と管理運営事業者が協力し本施設が運営期間中一定の水準を保ち安定稼働させることを目的として実施するものであり、管理運営業務費を削減することを目的とするものではない。

2. 要求水準を保つための措置

本施設の管理運営期間中に本市が要求する一定以上の水準を保つための措置は図1に示すとおりである。



添付資料 図1 是正措置の考え方

3. モニタリングの方法

モニタリングは、管理運営事業者が行うセルフモニタリングと本市が行うモニタリングで構成する。

1) 運営事業者のセルフモニタリング

(1) 業務計画書、運営マニュアルの作成

管理運営事業者は、管理運営業務委託契約締結後から基幹的設備改良工事完了までの期間にモニタリング業務計画書及び運営マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。

(2) セルフモニタリング実施計画書の作成

管理運営事業者は、管理運営業務委託契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

- ① モニタリングの内容
- ② モニタリングの実施時期及びモニタリング箇所
- ③ モニタリング実施組織
- ④ モニタリングの結果の記録様式（日報、週報、月報、年報）
- ⑤ モニタリングの報告等の手続き

(3) セルフモニタリングの実施と報告

管理運営事業者は、セルフモニタリング実施計画書承諾後、実施計画書に基づいてセルフモニタリングを実施すること。

2) 本市によるモニタリングの方法

本事業における管理運営業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

(1) 業務計画書の確認

本市は、管理運営事業者と協議のうえ、管理運営事業者が提出するモニタリング業務計画書及び運営マニュアルの内容を確認し、承諾する。

(2) 業務報告書の確認

本市は、管理運営事業者から提出される業務月報等より管理運営事業者が管理運営業務委託契約、入札説明書等及び提案書に定める業務内容の実施を確認する。また、是正勧告により減額等へ至った事象において、その当該業務日報等を公表する場合がある。

(3) 定期モニタリングと随時モニタリング

本市は、定期モニタリングとして月1回、本施設の現場調査を行い、管理運営事業者から提出された月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う。

また、随時モニタリングとして必要に応じて、本施設の現場調査を適宜実施して確認する。

4. 業務の改善についての措置

1) 是正勧告

本市は、上記モニタリングの結果から、管理運営事業者による業務が要求水準及び管理運営業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

(1) 是正勧告（第1回目）

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認められた場合、本市は管理運営事業者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。

管理運営事業者は、本市から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について本市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本市に提出し、本市の承諾を得ること。

(2) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び管理運営業務委託契約の内容を満たすことができない場合、管理運営事業者は本市に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について本市と協議する。管理運営事業者の報告した事由に合理性があると本市が判断した場合、本市は、対象となる業務の中止または停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

(3) 改善の確認

本市は、管理運営事業者からの改善完了の通知または改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

(4) 是正勧告（第2回目以降）

本市におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本市が判断した場合、本市は、管理運営事業者に第2回目以降の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

(5) 契約の解除等

本市は、上記(1)の是正勧告（第1回目）を行った後、原則60日間（管理運営業務委託契約に基づき定められる期間）を経て改善効果が認められないと判断した場合、本市が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

2) 管理運営業務委託費の減額等の措置

管理運営業務実施の状況により、以下に示す委託費の減額措置を行う。

- (1) モニタリングの結果、本市が是正勧告（第2回目以降）を行った場合、当該事象に対して第2回目以降の勧告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを本市が認める日まで、年365日の日割りの計算で管理運営事業者に支払う管理運営業務委託費（固定費Ⅰ）を減額する。
- (2) 管理運営業務委託費の減額の程度は、1件の是正勧告に対して固定費Ⅰの10%とす

る。なお、複数の是正勧告による固定費Ⅰの減額の限度は、50%とする。

事業者の責めに帰すべき事由により、管理運営業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、(1)、(2)によらず、本施設を停止した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを本市が認める日まで、年365日の日割り計算で固定費Ⅰの10%を減額する。

3) 管理運営業務に係る対価の返還

管理運営業務委託費支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、本市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ管理運営業務委託費が減額される状態であった場合、管理運営事業者は、減額されるべき管理運営業務委託費に相当する額を返還すること。この場合、当該減額されるべき管理運営業務委託費を本市が管理運営事業者に支払った日から、本市に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。

入札説明書添付資料-7 リスク分担

本事業のリスク分担については、以下に示すとおりである。

○：主分担 △：従分担

No.	段階	リスクの種類	リスクの内容	本市	事業者
1	共通	入札図書	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、本市の要望事項が達成されない等	○	
2			事業者の判断の不備によるもの		○
3		資金調達	事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
4			本市における事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○	
5		契約締結	本市の事由により、事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
6			事業者の事由により、本市と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
7		内容変更	本市の指示による事業範囲・業務内容の縮小、拡大等	○	
8		法令等変更	本事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
9			上記以外の法令等の新設・変更		○
10		税制度変更	事業者の利益に課される税（法人税等）の変更等		○
11			上記以外の税制度の変更等	○	
12		許認可取得	本市が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	○	
13			事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
14		第三者賠償	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
15			事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことにより第三者に及ぼす損害		○
16		住民対応	事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの		○
17			事業内容等、業務そのものに関する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの	○	
18		事業の中止・延期	本市の指示等によるもの	○	
19			事業者の事業不履行・放棄・破綻によるもの		○
20		環境保全	事業者の業務に起因する有害物質の排出、騒音及び振動等の周辺環境の悪化または法令等の規制基準の不適合に関するもの		○
21		債務不履行	本市による債務不履行	○	
22			事業者による債務不履行		○
23		物価変動	事業開始後の物価変動 ^{※1}	○	△
24		金利変動	金利変動		○
25		事故の発生	設計、施工、運営において本市の指示に帰責し発生する事故	○	
26			設計、施工、運営において上記以外に発生する事故		○
27		不可抗力	天災・暴動等自然的または人為的な事象のうち、通常予見可能な範囲を超えるもの ^{※2}	○	△

No.	段階	リスクの種類	リスクの内容	本市	事業者	
28	工事 段階	設計変更	本市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○		
29			民間事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○	
30		着工遅延	本市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
31			上記以外の要因によるもの		○	
32		工事費増大	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○		
33			上記及び物価上昇以外の要因による工事費の増大		○	
34		工事遅延	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○		
35			上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○	
36		一般的損害	本市の帰責事由により工事目的物、材料に関して生じた損害	○		
37			上記以外の要因による工事目的物、材料に関して生じた損害		○	
38		性能	要求水準の未達（施工不良を含む）		○	
39		ごみの外部搬出事業者	基幹的設備改良工事中におけるごみの外部搬出事業者に関するもの（事業者分担当に限る）		○	
40		ごみの外部処理事業者	基幹的設備改良工事中におけるごみの外部処理事業者に関するもの（事業者分担当に限る）		○	
41		運営 段階	工事遅延	本施設工事遅延（不可抗力は除く）に関するもの	○	
42			支払遅延・不能	本市の支払遅延・不能に関するもの	○	
43			ごみ量変動*3	施設許容量内のごみの処理に関するもの		○
44	施設許容量を超過するごみの処理に関するもの			○		
45	ごみ質変動*4		計画ごみ質の範囲内のごみ質の変動に関するもの		○	
46			計画ごみ質の範囲を超えるごみ質の変動に関するもの	○		
47	搬入管理		本施設へのごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○	
48			上記以外	○		
49	運営維持管理費上昇		本市の責による運転維持管理費の増大	○		
50			上記以外（不可抗力は除く）の要因による運転維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）		○	
51	施設損傷		本市及び第三者に起因する事故及び火災等の災害による施設の損傷（事業者の管理不備の場合を除く）	○		
52			事業者に起因する事故及び火災等の災害による施設の損傷		○	
53			施設・設備の老朽化、劣化に関するもの		○	
54			運営不備に関するもの		○	
55	要求水準の未達	契約で規定した要求性能の未達によるもの（設計・建設の契約不適合によるものを含まない）		○		
56	焼却灰等運搬・資	焼却灰等の運搬・資源化・処分に係る費用の変動	○	○		

No.	段階	リスクの種類	リスクの内容	本市	事業者
		源化・処分費用の変動	(物価変動によるものは除く)		
57		焼却灰等運搬事業者	焼却灰等の運搬事業者に関するもの(事業者負担分に限る)		○
58		焼却灰等資源化事業者	焼却灰等の資源化事業者に関するもの		○
59		焼却灰等処分事業者	焼却灰等の処分事業者に関するもの(事業者負担分に限る)		○
60		安定稼働	事業者の行った業務に起因しない事由により、安定稼働、処理能力が確保できないもの	○	
61		処理手数料未徴収	処理手数料の未徴収によるもの(当日払い、後納等)	○	△
62		処理手数料収納	処理手数料徴収後の過不足によるもの		○
63		改良保全	本市の指示による施設の改良保全に起因するもの	○	
64	事業者の提案による施設の改良保全に起因するもの ^{※5}			○	
65	終了	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
66			事業終了時における施設の性能保全に関するもの		○
67		終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○

- ※1：物価変動については、一定程度までの変動は民間事業者の負担であり、それ以上は本市が負担する。
- ※2：不可抗力における事業年度における費用負担については、一定程度までは民間事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。
- ※3：受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の料金制を採用することにより対応する。
- ※4：受入廃棄物の質の変動については、受入廃棄物の質の変動も考慮した変動料金を採用することにより対応する。
- ※5：改良保全提案の採用の可否は本市が判断を行い、その場合の費用、委託料等への反映方法等については、本市と事業者の協議による。